

鹿嶋誌

全

265  
607



序

い はまぐもがしこき我鹿嶋の大神しつまりまし  
 りこのかた  
 ふるきあと草にりつもれ新しきもりき里にひいて  
 るもいとすくなから壽なんされは風のみのとほ  
 國よりまらてくる人のみはあし垣のまちかきわ

りにすめる人さへもおほしくおもひまどふめり  
 に谷田川谷山は六十路の波もこはいまた暑と寒と  
 のいとまなく務めてあけくれとなく鹿嶋のふる事を  
 永く世に傳へもたればやとこのいと雄を目に見耳に

明治 25  
 11月 25日



まくにつきてなにくれと書きつけしかあまたひらつ  
もりぬとかさるまこの里おほに見てすきん人のため  
にもかとまとひことにかきましさと圖をもくはへて  
道しるへのたつきとせるはすなはち此鹿嶋誌なりけ  
り此ころ書の林すりかた本にしも母のしつとてお  
れにろのよしかたれるをかくては宮處のふること天  
の下にかくれなくなりて大神の大御心にもうへなは  
せたまふらんとしたよるこほひつゝかくはじかきを  
はるへつるにころ

### 発行のゆゑよし

谷田川谷山翁は予か知友なり谷山翁は篤學の士なり  
き翁壯より老に至るまで常に鹿嶋神宮の故事沿革を  
明にせんとして黽勉倦まず年を重ねること數十年漸  
く一書をなす名つけて鹿嶋誌といふ往歲翁予に授く  
るに其稿を以てし予に托するに訂補公刊を以てす  
して谷山既に故人なり此頃故谷山翁を思ひ予か書庫  
を開けは此誌の草稿出てゝなほ翁に面するか如く當  
時を想へ起して低頭やゝ久しうす且つや

當神宮は東國無雙の大社なり關東無比の靈地たり然



れども地東陬に位して人の是を知る伴はさるものあるは慨嘆に堪へざるところなり今是を公刊せんか一には國体尊嚴の端を是によりて知らしむるを得べく二には神恩の九一に報しまるらせ三には谷山翁の素志を遂行せしむるを得べしとこゝに於て遂に公刊することゝは定めたり

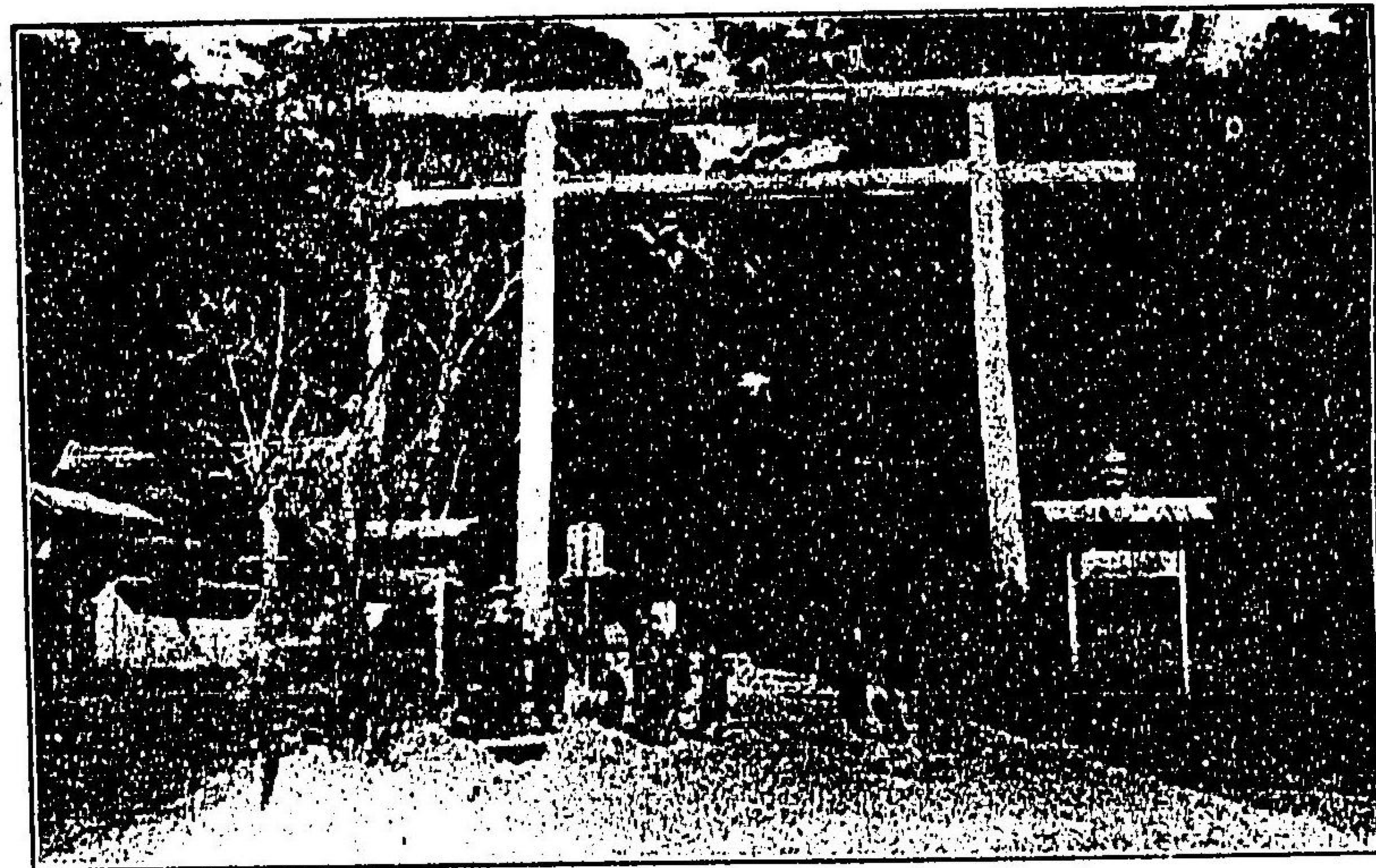
稿には翁が直寫にかゝる古代祭式の圖説十數葉を付したれど損所多くして今直に是を謄載するあたはざるを遺憾とす只其完なるものを選び末尾に數葉を載す其未だ掲ぐることに克はさるものゝ如きは更に修め

て再刊を期し現時の寫景と共に漸次登載せんとす稿は維新前の記事なるか爲め全体にわたりて大に訂正し且つ現時の事共を加へたり故に文体の如き新舊錯雜なるも請ふ恕せられよ

明治卅九年三月神宮大祭の日

小池直次郎記す

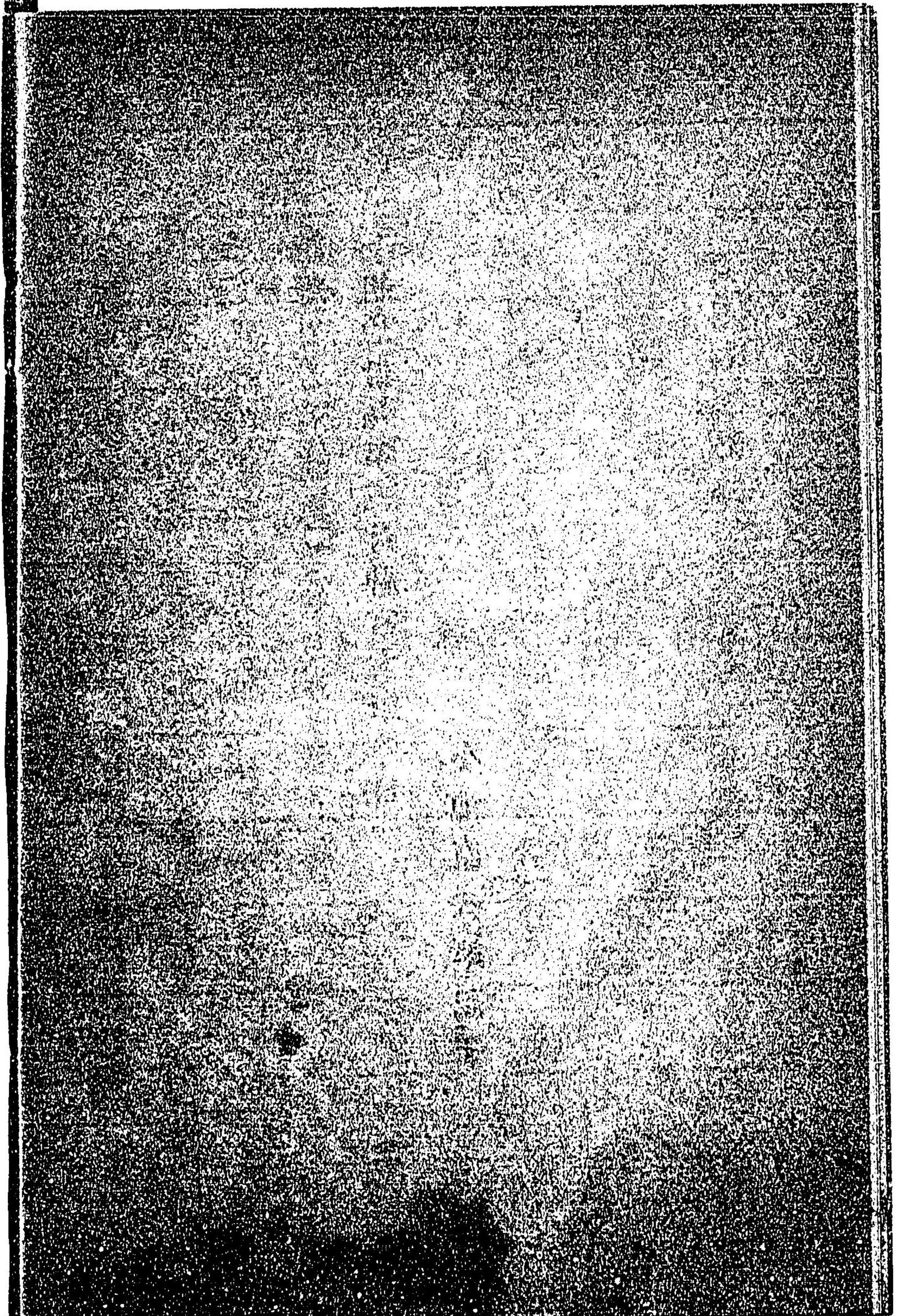




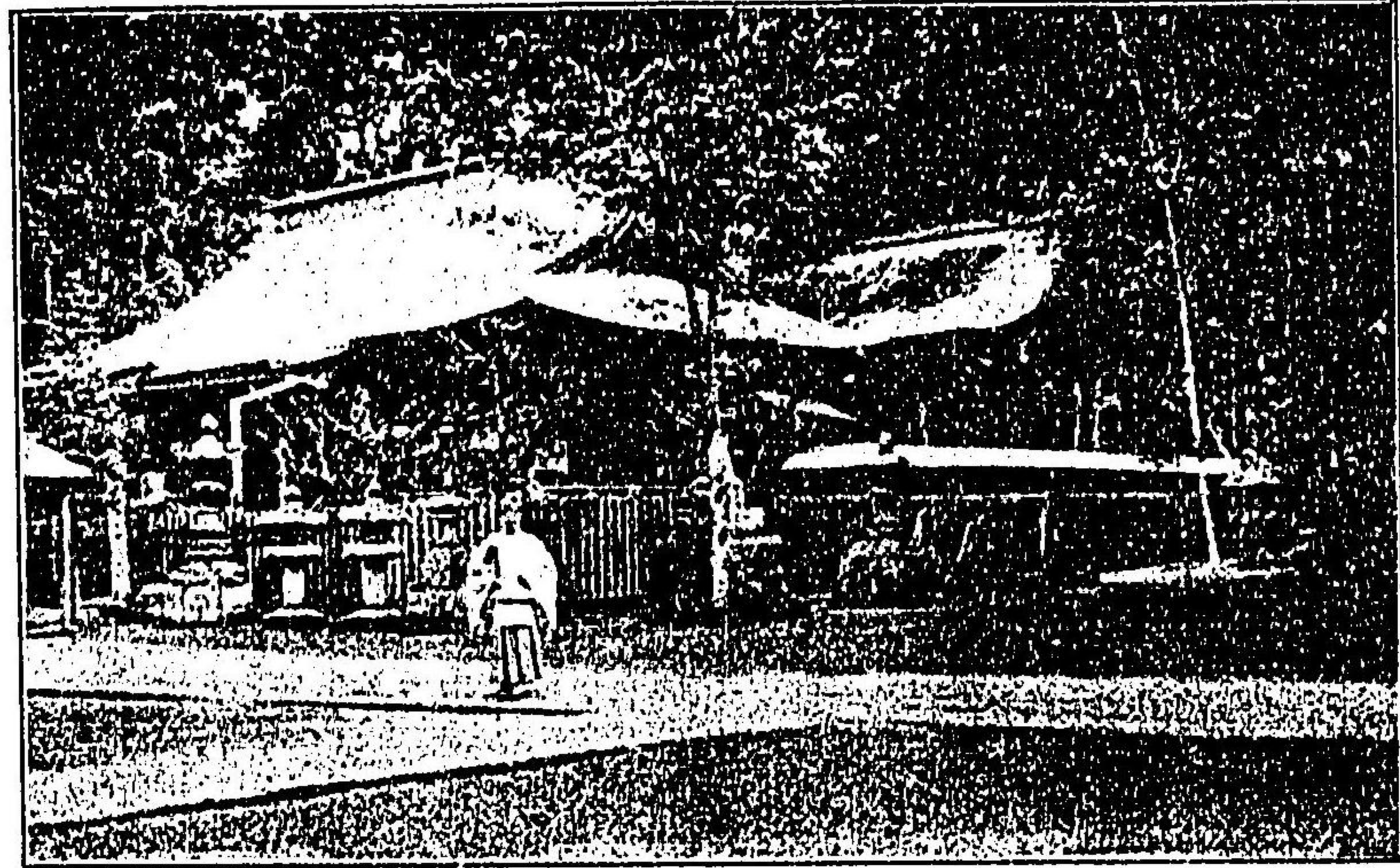
(居 鳥 大)



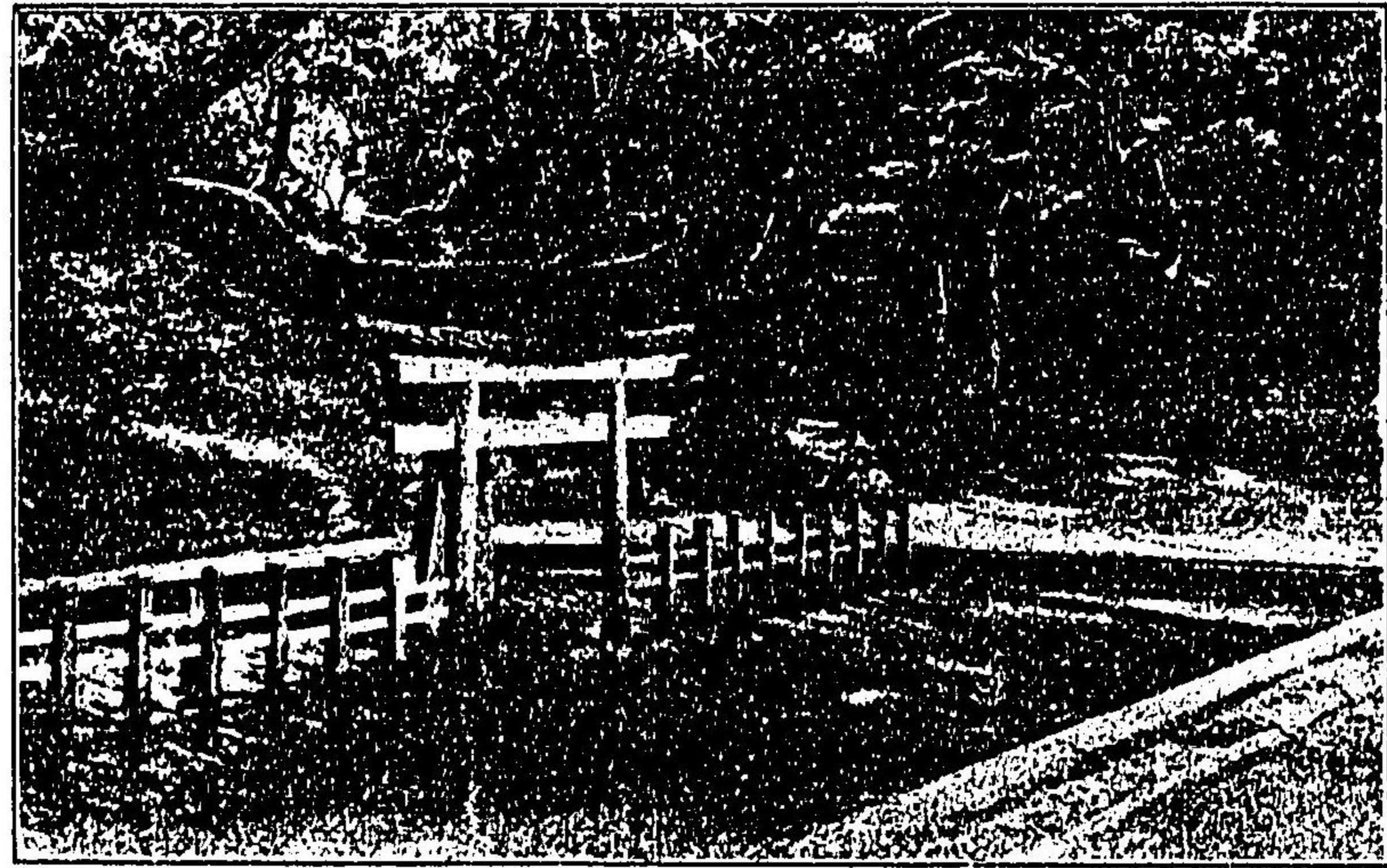
(門 樓)







(社 本 御)

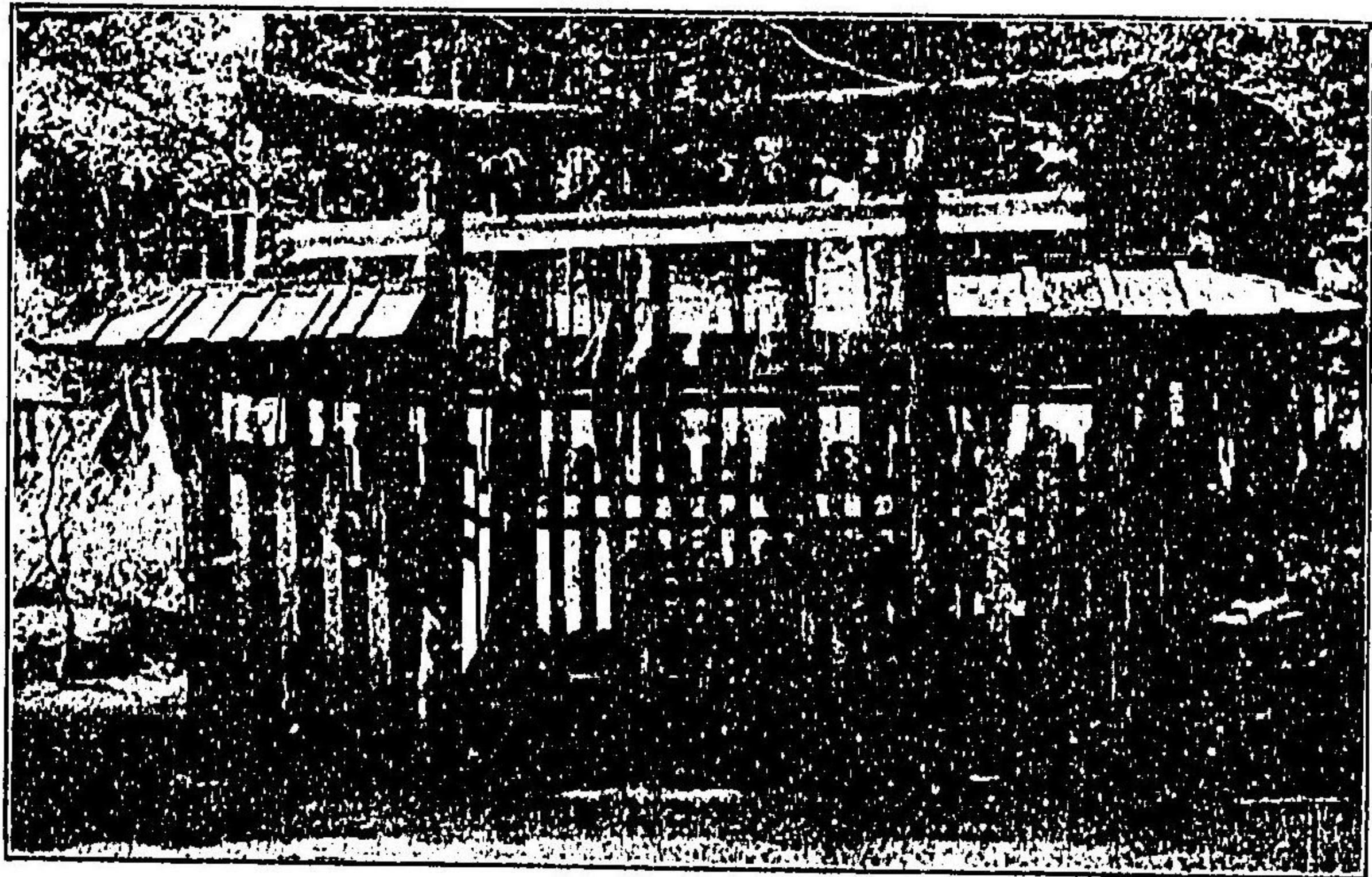


(池 洗 手 御)





(殿 奥)

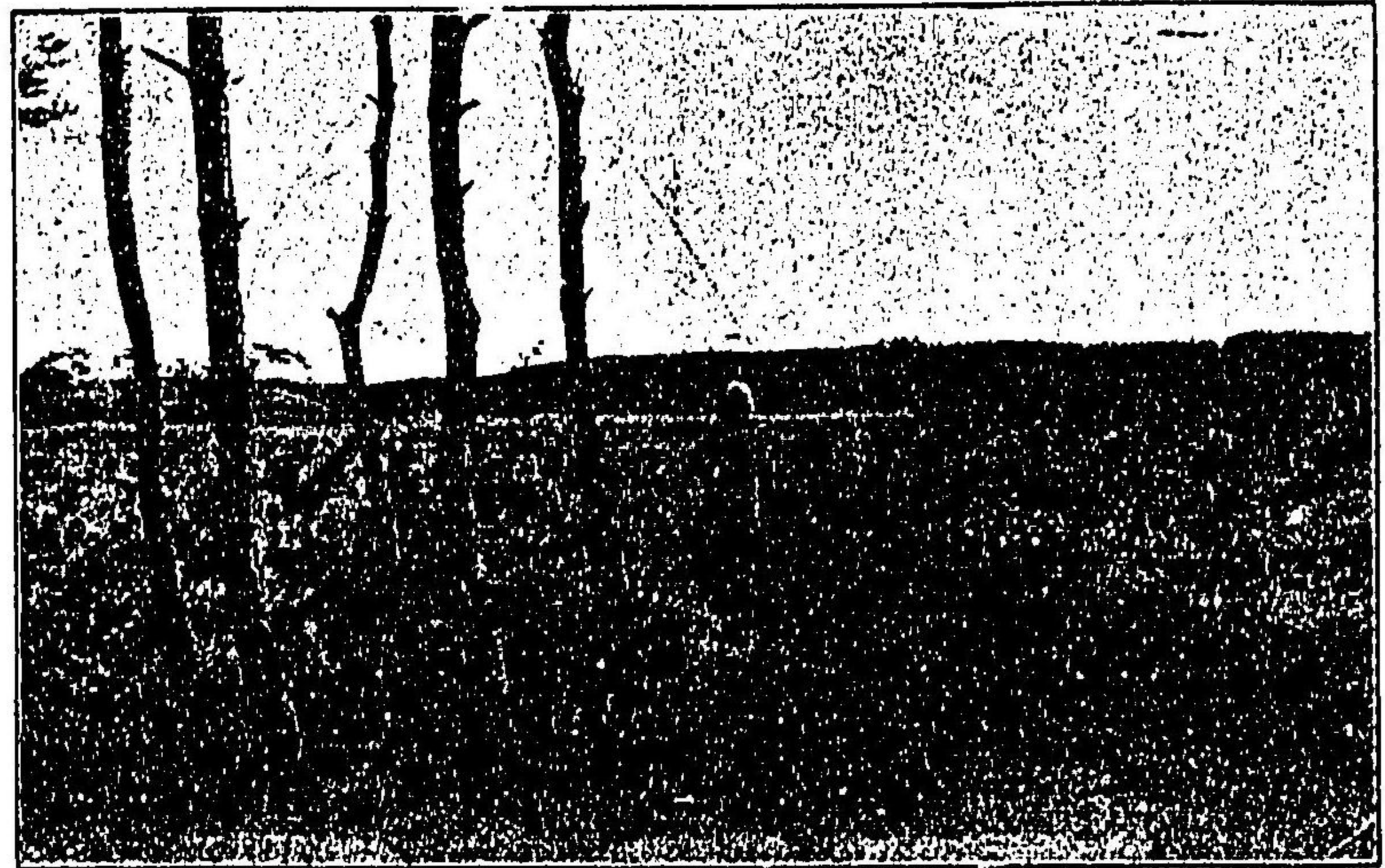


(石 要)





(一ノ原ヶ天高)



(二ノ原ヶ天高)



# 鹿島誌目次

鹿島神宮	一
神系	一
勳功	二
鎮座	三
相殿神	四
神宮造營	四
神位	五
宮所沿革	七
神寶	八
師靈劍	八
神馬	九
杉の神木	九
庭	十
宮社の鴫別	十
靈験	十
春日御遷幸	十
奉幣使	十
奥宮	十



坂戸神社	十
沼尾神社	十八
沼尾池	十八
息栖神社	十九
高房神社	二十
須賀社	二十一
熊野神社	二十一
御厨神社	二十一
稻荷神社	二十一
入龍神	二十一
熱田社	二十二
湖の宮	二十二
跡宮	二十二
鷲神社	二十三
靈杉木	二十四
海邊神社	二十四
祝詞神社	二十四
押手神社	二十五
あいろいろの神社	二十五
國主神社	二十六

年神社	二十六
道路衛神	二十六
阿津神社	二十七
幸川神社	二十七
手子崎神社	二十八
御笠神社	二十八
御兒神社	二十九
歳山祭の故事	二十九
白馬祭	三十
常陸帶祭の故事	三十一
踏歌祭の故事	三十四
司召祭の故事	三十五
北星祭の故事	三十五
新嘗祭	三十五
御田植祭	三十九
大稔	三十九
御軍祭	四十
御松祭	四十一
相摸祭	四十一
日月祭	四十三



黒浦白濱の祭	四十三
御座祭	四十四
庭上御供	四十四
直會	四十五
御舞	四十五
鹿島の名義	四十七
覆零	四十七
御笠山	四十七
要石	四十九
御手洗池	五十二
高天の原	五十三
末無川	五十四
碁石濱	五十四
鹿嶋崎	五十六
角折濱	五十六
東の方大鳥居	五十八
龜山	五十九
大職冠鎌足社	六十一
神池	六十一
郊野橋	六十二



鹿嶋故城	六十三
大松津	六十三
可多爲橋	六十五
浪逆海	六十五
往時の神領	六十七
大洗磯前神社	六十九
神刀洗	七十
鹿嶋小差細	七十二
神作鞍鎧	七十二
鹿嶋御立	七十三
鹿嶋躍	七十四
驛路鈴	七十四
大宮司家系	七十五
卜部家	七十六
物忌	七十七
物神官之抄汰	八十
神宮寺の舊趾	八十一
舊時の大所蔵御經	八十二
春季祭	八十三
神樂	八十六



不開殿	八十七
校倉	八十七
磐照館	八十七
文庫	八十七
赤童子	八十八
經石	八十九
彌勒諾	九
七不思議	九
七つ井戸	九十一
矢の根石	九十一
洲濱の菓子	九十一
世牟解牟塚	九十一
白馬郷	九十二
青屋	九十二
鹿嶋七所名地野	九十三
繪	九十三

鹿嶋誌目次終



# 鹿嶋誌

鹿嶋神宮

神系

鹿嶋神宮 鹿嶋神宮は常陸國鹿嶋郡鹿嶋町鹿嶋山に鎮座ましまして武甕槌大神を奉祀し經津主神天兒屋根神比賣神を配祀す神武天皇元年辛酉の鎮座にして舊式に常陸國鹿嶋郡鹿嶋神宮名神大月と出てたり祭日は毎年九月一日と定めし明治四年五月十四日官幣大社に列せらる神域廣大にして社系年を重ね實に東國無双の大社たり今其沿革を始めとして名所古跡等の要を記述すること次の如し

神系 正殿武甕槌大神古事記に於是伊邪那岐命拔所佩之十拳劔斬其子迦具土神之類著御刀本血亦走就湯津石村所成神名瓊速日神次櫛速日神次建御雷之男神亦名建布都神亦名葦布都神とありつるを日本記に武甕槌命と經津主命を別神としたるは甚異なる傳なり一體分身にたはすといへるかた正しきゆゑよしは古事傳にその證を擧げて悉く論したるが如し御名の義は紀に瓊槌と書けるも借字にてみかはいかの通音殿しき義ありつちの津は助字ちは持の略言建く殿しき御いきほひを持ちたまへるてふ稱名なり又大神の御事は文書にも見え姓氏錄に倭川原思寸は武甕槌神十五世の孫彦振根命之後也また矢作連は布都努志乃命之後也



とも見えたり

勳功 懸糸もかしこければ皇孫日子番能邇々藝命天降りたまへる時豊葦原の瑞穂の國は千速振荒振國津神多なれはろを平定しめたまはむとて高皇產靈尊天照大御神の勅もて思兼神八百万神等を神集へに集へ賜ひ神譏に譏賜ひて天誓比の神を又天稚彦命を遣はし玉ひけれども天稚彦命大國主の神に媚ひ附きて大國主の御女下照姫を娶り此國を獲んと慮りて八年になるまで復りこと奏さず此時に天照大御神詔りたまはく何神を遣さばすみやかにし言ひけてんか諸神等白さくさらば經津主命に命じて遣はすべしとありければ此時建御雷男神進み出てのたまはく經津主命獨大丈夫にして我は丈夫にわらずやとのたまひ急氣凛然たりしかばすなはち建御雷男神經津主の神天鳥松神の三柱を天降しませりこゝに三神出雲國伊那佐の小濱に天降りて十掬劍を浪穂に逆にさしたて其劍前に跌坐たまひて靈異ある御稜威をふるはし天津神の詔をのりきかせたまひしに大國主神かしこみて我は八十くま手に隠れて侍ひなむと白されぬ大國主の神の御子八雲官代主神は松を踏かたふけ天の逆手を青柴垣に打ち成して隠りましぬ此時建御雷男神は進みいて勇氣を含みてのたまふ様こは力鏡の上にとろといはせもはて

建御雷命の御手を取れば立氷に取り成し又劍刃にとりなせば懼れて退きぬ建御雷命の建御名方神の手を取るに若草をひしくにことならず投げ離したまはば忽ち逃げ去せたるをたゝちに信濃國諏訪湖まで追ひ退け星神香々背男を葉根命を遣して歸服せしめすべて御言に背きし如盤火光如五月蠅荒振神を拂しづめ石根村木根立青水沫草の片葉も曾やめて大八島の國中悉くむけやはし孫尊を安らかに天降したまへるおもむき古事記日本紀古語拾遺出雲國造神賀朝あどに明かなり神武天皇大和國へ御發向のをりも詔靈劍をくだし給ひて賊黨を斬り隨へたまひしこと神武紀にみえたりかく常磐に天地の依合のきはみ平けく知しめさん安國と定めたまひしは皆大神のいとも深き御功なれば今の世まで離かはこか恩顧を蒙らざらん

鎮座 神武天皇元年辛酉の鎮座あり風土記に自高天原降來大神名稱香嶋天之大神天則號曰香嶋之宮地則名豐香嶋之宮云々神道集に延文三年安居院圓碩の遺也大神はじめ常陸國那賀郡古内山に天下りきて國中を見廻りたまひ鹿嶋郡吉處を御在所に定むとあり按ずるに古内山は三代實錄に鹿島宮造營の材木を採りし山は那賀郡に在りと記されしは此山のこととや神名帳に那賀郡藤内神社みえ和名



抄に那賀郡鹿島郷あり崇神天皇の御世大坂山の頂に白栲の大御服着まし白栲の御杖取らして顯れたまひ御託言のりたまへるに其時大中臣聞勝命大八島國汝所知食國止事向賜之香島國坐天津大神と申せしことあど風土記にみければ上古よりこの鹿島郷に鎮坐ありしこと疑ひなし鹿島治亂記に持統天皇二年に天降まし由みえ鹿島年中行事に平城天皇大同二年左大將室貞卿勅宣を受けて勸請せりなど見ゆしは宮殿御造營と混じて誤り傳へられし説なるべし

相殿神 經津主命天兒屋根命比賣神の三柱を祭れり大鏡に鎌足の大匠生れたまへる時常陸國なればかしの鹿島といふ所に氏御神をすましめ奉りたまふ云々天兒屋根命は中臣藤原姓の遠祖にて鎌足のねとも其苗裔なれば氏御神といへりこの大臣當國の産といへるよしは後に云ふべし

神宮造營 風土記に淡海大津宮朝(天智天皇あり)初遣使人造神之宮自爾已來不絶云々としるせり此外異なる説もあれど例傳記に神武天皇より廿一年ごとき有造立云々鹿島治亂記に聖武帝天平十九年假宮造敬拜平城帝大同二年宮殿造營云々一説に崇神天皇二十七年建立云々などくさくさいへり風土記はいとるき書あれば證とすべしさて古代は廿一年ごときに一度づゝ宮殿を皆改め作れり

(四)

弘仁三年六月に至りて其弊少からずとて正殿のほかは破るゝまにまに修理せられたりこのこと日本記略にみゆ延喜式に常陸國鹿島神社正殿二十年に一度改修其料便神説用如神説無即正稅充云々東鑑に建久四年源頼朝卿よりねむこと營のむねあり中昔よりは國司の修理することとなりて新任國司必ず宮を造り可造所は新可改任の時壞ち棄てしよし明月記文曆二年國大曆文和二年春日靈驗記あど合せ見て知るべし三代實錄に貞觀八年正月鹿島大神宮物六箇院二年間一度加修造用所材木五万餘技工夫十六万九千餘人料稻十八万二千餘束云々これ昔の宮造のさまあり又同條に造宮材木多く栗木を用ゐるとて宮邊の閑地五千七百株栽えられしことみゆ今に栗林と云ふ地名あり中臣系圖に造鹿島宮使六位兼善造鹿島神宮使從六位上時來などみゆたるは何れの御代のことありけん其後慶長十年に至りて徳川家康公奥の宮の御造營あり又々元和四年秀忠將軍の時かしこくも御本殿を改め造らせたまへり御遷宮の作法なにくれの故事ありうは別に云ふべし宮は北向なれど御神體は東に向ひねはしませり深きゆゑあることあるべし

神位 續日本記に寶龜八年七月乙丑鹿島社正三位云々續日本後紀に承和三年

(五)



五月丁未奉授常陸國鹿島郡從二位勳一等建御賀豆智命正二位云々同六年十月丁丑奉常陸國鹿島郡正二位勳一等建御加都智命從一位云々遂に正一位に進ませり續記に延暦元年鹿島神に勳五等封二戸を授られしは陸奥にある鹿島神子神社なりともく神の位階は尊卑を分つためにあらず閑田耕筆に是は正五位なれば十ニ町正四位なれば二十四町の田を奉らるゝなり次第は令の定めのことし有名無實にして稻荷といへば必正一位を社家より免許せるたくひにあらざ云々按するに聖武天皇八幡大神を東大寺に祭りて一品を授けられし是神位の始勳一等勳二等などいへるは武臣の武功に依りて給はる位にて神も武神に軍のことを祈りて靈驗ある時勳位を授け奉ることあり古事傳に鹿島は正三位香取は正四位の上なり是本一神なるを鹿島には其總ての御靈を祭り故に位も高く香取には別にかの齋主たる御靈を祭る故に位もやゝ降れるなるべし然るを若し是を別神ありる書記の趣經津主は大將軍武甕槌は副將軍のごとくなるは彼神位の尊卑にさざるものをや云々文德實錄に仁壽元年正月庚子詔天下の諸神不論有無位階六位上とみはてかゝることもありしありと例傳記にむかし鳥居に正一位勳一の額を懸けしに雷雨はげしくして其額引き割けちたり神託ありていかでか

鹿所沿革

階を顯し懸んやといふ聲きこえ鳴動しけりといへり  
宮所沿革 舊くは鹿島町神野の地にありしを大同二年以後今の地に改めしがし今神野の地に跡宮といふ社あるによりて知るべし夫より以前は息栖に有し標にもいへとも如何あるへきか撰集抄に治承の比常陸國鹿島明神にありし御社は南向に侍り前は海後は山に倚り社はいらかをあらべ回廊軒をきしれだにささば御前の端板まで海となる楯だに引けば砂にて二三里におよべり云々と記されたれど今のさまを思ひあはすればいといふかしきことなりこゝに西行法師は國々を行きめぐりて實景をみたる人あれば偽りごとにはあらじと後にれしをりのおぼは違ひにやあらんかつ宮も昔は二十年に一度づゝ改め造りぬれば其時ごとに所などのかはれることもはかり難し諸國里人談に撰集抄に鹿島のことはみな風景也息栖は鹿島の舊地なるかともいへりされど風土記に神宮の地理をいへる所に地體高敞東西臨海峰谷犬牙邑里交錯山木野艸自屏内庭之藩籬潤流崖泉□浦朝夕之汲流嶺頭構舍松竹衛於垣外谿腰堀井薛蘿蔭於壁上春經其村者百艸□花秋遇其路者千樹錦葉可謂神仙之幽居佳麗之豔不可悉記とあるは今の鹿島に合へり



神寶 節靈劍楯板龍神の形を畫く古き物なり。旗楯廣矛鬼首篋鬼の頭を納めたる箱ありといひ傳へて開くこと不能何やらん物あり奇きことなり。干珠滿珠シロタマフルタマかず多くありていと珍しき玉なり。ろの外古刀古劍甲冑弓矢鞍鏡などすべて武具器具樂器にいたるまで時代しられぬふるくしき物數多ありことくく擧げ置しかたし毎年七月七日に寶倉を開きまつりて虫干の神事あり此日正殿に素麩を供へ奉り併せて桑の葉と茄子とを供ふ風土記に崇神天皇の御代大刀古鉾二枚鏡弓二張鐵箭一具許呂四枚鐵一連馬一疋鞍一具八咫鏡二面五色繩一連と奉幣せられしことみゆ垂仁紀に兵器をもて神幣とせんことを禰官に占しめしかた吉とて弓矢横刀を諸神社に納めてけり蓋し兵器をもて祭神祇始興於是時也と記せり

節靈劍 此は武甕槌大神葦原中國を鎮め平らげたまひし時の神劍なり古事記に僕雖不降亦有平其國之橫刀可降此刀名云佐士布都神亦名云瓊布都神亦名布都魂此刀名者坐石上神宮也云々神武紀に節靈此云赴屠能淵修辭云神皇正統記に劍をば瓊布都神と號す初は石上にましく後には常陸國鹿島神社にましき云々石上神社は大和國山邊郡にあり古事記傳に節字廣韻玉篇などに斷靈と注せり

る意を以て用みられたるあるべし今の世の言にも物の残りなく精く斷れ離るる貌を布都と云へり布都理などいへり狹衣ヒヤカにふつと見はなつともあり然れば此の利くして物を精く斷ち離つ意を以て稱へし御名なるべき云々又佐士布都の志の讀は未だ思ひ得ずといへり按ずるに佐士は刺通の義にて劍のきばはしむるへる御名にや

神馬 舊くは神馬ありしが如し崇神天皇の御代神馬を奉りしよし風土記にみゆ東鑑に建久二年十二月廿二日子尅常陸國鹿島社鳴助如大地震聞者驚耳是爲兵革并大葬兆之由禰宜中臣廣親所註申也幕下有御讀慎則以鹿島六郎被奉神馬云々きくは諸家より祈願のをりごとく神馬寄進ありければろの頃あまた納まれりろもく神に馬を捧ぐることは神社啓蒙に此蓋奉贊之義也不能引進神馬者畜之獻也云々按ずるに神馬のかはりに繪馬を獻るもふるき事にて本朝文粹朝野群載などに色紙繪馬三疋云々又法華驗記今昔物語宜胤脚記草廬漫筆などにも畜馬のことあり

杉の神木 鹿島神宮の後にありいと神さびたる殿の鉾杉なり谷川氏契沖阿闍梨などの説には杉は直木の義といへるを本居氏はすぎは進木なりこの木かたはら



へはびこらずたへ上へす、みのぼる木あればなり直木とするはあろし直をす  
 ぐといへること古にはあらずといへり此木の生ひ立ち直きものにて正直の表物  
 なればもつはら神木となせりされば日本記に石上振之神相又万葉集に三諸神の  
 神杉また神之祝我鏡齋杉原など見たり本朝俗誌志和訓乘などに常陸國大田社  
 造營の時杉の神材の中に鹿島大明神の文字あり左右甚分明なりよつて一は鹿島  
 に納め一は當社に納む云々大田社といふは行方郡大田村より一里許北に里宮と  
 いふありいはゆる鹿都神社なり此神木の側に圓形の石あり隕石なりといふ石圓  
 に象形有るが如し其何たるや辨ずべからず今之を鏡石といふ  
 鹿 古來神域の内外附近に多く居りしが維新以來遂に絶えて見えずなりしを近  
 時又々飼養を始めて今二三頭境域内に木柵を廻らし飼養す由來鹿を神使といふ  
 ことは古事記に葦原中國平定せん神を擇ぶところに天尾羽張神は大神の父天  
 の水を逆に塞ぎ上げて道を塞ぎねはしませば他神の行くことかきはじよ  
 迦久神を遣して問はしめたまひしかば武甕槌大神をまゐらせたまへしこと  
 り平田氏の説にこの天迦久神は天鹿神にてこれぞ大神の鹿を使とする起原  
 といへり羅山文集に常陸國鹿島宮古來より不殺鹿以神使故也云々といへる如く

今にわいてかたく鹿をば疎客にせぬ定めありさて神の使者といへる如く今にた  
 いてかたく鹿をけいごするなりさて神の使者といへるは古くよりいひ傳へて  
 社にあり古事記に倭建命伊吹山より分け入らせたまへる時白猪を見て神の使者  
 ならんどのたまへることみね松浦廟宮縁起大平祀神社啓蒙きども神使の  
 みゆる物おほかり世にいひならへるは熊野山の烏稻荷山の狐比叡山の猿八  
 の鳩松尾社の龜然田社の鶯氣比社にもいへり愛宕山の鶯富士山の猪三峰山の  
 大國社の鼠三島社の鰻飯訪社の蛇荒神の鶏などのたぐひなり  
 宮社の差別 當社を鹿島神宮といふは故あること、知るべし延喜式神名帳は大  
 小の神祇すべて神社とのみ書けるなかに伊勢を除てのほか鹿島香取にのみかき  
 りて鹿島神宮香取神宮名神大月次新嘗とかけり他の神に異なる大神におはします故と思  
 ふべし三代實錄貞觀九年八月二日勅伊勢國伊佐奈岐伊佐奈彌神改社和宮云々  
 北條九代記蒙古襲來の條に伊勢の風社をば風宮と崇めらる云々ありて宮と  
 社は尊卑の差等あることなるを後世となりては宮と社とをなほしものとのみ心得  
 たるは誤りなりさて宮は御屋社は屋代の義なるべし  
 靈驗 往古惡しき神を征伐したまひしをり御劍を逆に立て其上に御坐し又御手



を劔刃にとり成しなど奇しき御稜威を示したまへてこと古事記にみゆ東鑑に  
 永三年正月社僧夢想に當所神爲追討義仲並平家赴京都御云々而同廿日戊尅黑雲  
 覆寶殿四方悉如暗夜御殿大震動鹿鷄等多群集頃而彼雲四方互西方鷄一羽在其裏  
 中人之目見是希代未聞奇瑞也者武衛令聞之御湯殿庭上下遙拜被社方給彌催御飲  
 仰之誠云件時尅京鎌倉共雷鳴地震云々また鹿島大明神御上浴之由風聞出來之後  
 賊徒追討神戮不空者歎云々建久二年の祭にも奇異のことみゆ悉は明和八年座主  
 卜部常敬瑞驗記といへる書二卷を著して古今の貴賤拜み禱り奉りて瑞驗を蒙り  
 たることを詳に記き集められたればそれによつてこゝに略す

春日御遷

春日御遷幸 神護景雲二年今の鹿島町神野の跡宮に御本社鎮座の頃奈良には御  
 遷座あらせられしなるべし舊記に奈良宮の御時朝廷の近き守護にたはしまさ  
 と稱鶴天皇神護景雲二年六月廿一日白鹿に乗りたまひ神枝を鞭とあし大和國  
 上郡御笠山に御遷幸まします其時中臣鹿島連宗則時風秀行三人大宮司道  
 此人々は鶴に乗りて供奉す今に宮司の家の紋に鶴を畫はこれによれるなるべし  
 同年十一月八日神託に依り朝廷より勅使を立てられ山の麓に南向に宮を遷  
 て鎮まり坐させまつれり宗則はすぐに立ち歸り鶴の如く神宮を守るべしとて此

時燒野を賜はれり託宣に其子孫の營まんことこの粟の生ひ立ちて繁茂らんこと  
 かるべしとのたまへり歸りてのち御ことのみまに植るたるに生ひていやは葉に  
 かねにき是によりて性を中臣植栗連ともいふ時風秀行は春日御止りて神宮を  
 りぬ今の辰市大東の家なりといへり御遷幸のことは諸書にいので一代要記  
 編年紀公事根源神道集調林采葉抄鹿島問答色葉字類抄廿二社奉祿廿二社注式  
 社根元記源平盛衰記神社啓蒙神社考大日本史例傳記この外のものにもたはく見  
 えたりふるくよりいひ傳へしことあれと國史に記されぬは奈良くもれたるに  
 やあらん

鹿島よりかせきにのりて春日なる御笠の山に浮くもの宮

といへる歌兼載雜談に神詠とあるはひがことにて後人の贖めりものかゝるも  
 はいふ迄もあし

奉幣使

奉幣使 延喜式に鹿島社五色薄施各一丈安藤木綿二十枚盛裏料商布一段布細三  
 條明櫃二合調布二丈荷覆二條云々の時宮司禰宜祝物是等にも賜物あり使は藤  
 原氏六位已下一人寮史生一人資幣夫二人云其使等當目資幣發寮向國とみえて毎  
 年參向ありしなり又新帝即位立后任大臣あどのまもりもかならず當宮へ奉幣使を



立てられしよし大鏡に見たり幣帛とは萬物を千座の置座に充て神に備へまつ  
るをいふ續本朝文粹に立后之後入社奉幣並鹿島奉幣云類聚符宣抄大政官符に爲  
鹿島香取兩社幣帛案件等入宛使發遣如件兩國 知依例行之府到奉行天曆五年正  
月廿二日また葦記の康治元年八月廿日東鑑の壽永元年八月十一日同書寛喜三年  
五月九日など奉幣使をまゐらせしことみゆ後文龜年間に至り鹿島城主鹿島孝幹  
勅使代として参向せられしことも見られたれとも其後は奉幣使のこと絶えたるが  
如し

和歌

万葉集

那賀郡上丁 大舍人  
郡千文

櫻降鹿島の神を祈りつゝ、皇軍に我わきにしを

拾遺愚草

定家卿

かしまのや檜原杉原ときはある君か祭には神のまに

夫木集

後京極攝政

鹿島のや鷲の羽がひに乗りてこし昔此跡は絶せさりけり

月精集

同

この比の心の床をよそに見はかしまの野への秋の夕暮

歌枕名寄

後徳大寺右大臣

宮るする鹿島のかたの垣さゝに願む思ひの水にうわりける

同

光明臺寺入道

我たのむ鹿島の宮のみつ垣の久しくありぬ世々の契りは

同

顯雅

常陸なる鹿しまの宮の宮柱なほ萬代も君がためとや

拾玉集

慈鎮和尙

めぐりあふはしめをけりの行ふ哉鹿嶋の宮に通ふ心は

同

同

秋のみやたぬまるしは鹿嶋山春日野までも棹鹿の聲

和歌さしれ石

安岡成政

鹿嶋なる神のちからになひきてる其廣矛へあめに傳へし

鹿嶋紀行

藤原吉深

治りて世は安國となりぬるも鹿しまの神の恵なりけり



香取日耶

平 春 海

(廿六)

霞降鹿嶋か崎のいはひ杉いはひためしは神の御代かも

同

橘 千 蔭

鹿島ぬに神さひたてる松か枝の日蔭のかつらかけて幾代も

名所今歌集

同

大王の三笠の山もありといへど鹿嶋が崎の本の御社

外國に鹿嶋とよめる歌は萬葉に

みな人の浦鹽なみなろぬ鹿嶋なる釣する海士とみて歸りこん

紀伊國あり又

香取より熊木をさしてこぐ舟のかちとるまあく都々海もほゆ

能登國あり曾丹集ふも玉葉集にも載す陸奥なり

つらくとも忘れず戀はん鹿島なるあふくまつのあふせありやと

小馬命婚集に

いろさたにせよどかあまより鹿嶋なるいくたの浦のいたく恨むる

攝津國なり曾家万葉集にも拾遺集にも出づ

鹿嶋ある筑波の神のつく／＼と我身ひとつに戀をつみける

この歌近江の筑摩なりといふと中々にわろし曾家万葉集には風字にさへ書ける

ろやこはいはゆる机の上の吟にていつれも常陸の名所とれもひ地理をしらす

よめるあらんかゝるよみ合せのあやまり古歌にまゝ例あることなりこれら

名にてまざらはしければこゝにあげたるのみ後京極攝政の鸞の羽かひに乗りて

こしの歌には神道集又拾葉抄別紙追加曲などに大神天降りたまひし時金の鸞に

乗りたまひ御供は銀の鶴にのりて物せられしとみにける俗説によりて讀めるな

るべし

奥宮

奥宮 本社を距ること二丁許東にあり大神の荒魂を齋を祭れる宮なりされは昔

より恐れ謹みて禰宜<sup>ねい</sup><sub>あや</sub>等<sup>ら</sup>は更なり參詣の諸人にも神前にては物音を禁じ祭りの

時の如きは拍手をも忍ひに拍つを例とす此奥宮の後三笠山に年經たる墨染櫻あ

り老樹蟠屈奇を叫はしむ

あやしくも人の心を奥の宮あふけは高きみいつありけり

小池 東 洲

坂戸神社

坂戸神社 豊郷村大字山野上にあり祭神は天兒屋根命にして鹿島の攝社なり風

土記に天之大神社坂戸社沼尾社合三處物稱香島之大神因名郡焉と見え今に沼尾

(十七)



沼尾神社

坂戸の二社は神宮につきて尊ひ敬みまつり神宮をあはせて鹿島三社とよべり此邊地名を坂戸といふは坂道なればとて坂處といひしにや  
沼尾神社 豊郷村大字沼尾にあり祭神は經津主大神にして坂戸と同しく鹿島の攝社なり坂戸神社と共に紀元元年の創建にかゝり天保十四年水戸烈公書するところの額を掲ぐ

沼尾池

沼尾池 沼尾神社の北にあり風土記に其社北沼尾地古老曰神世自天流來水沼所生遺根味氣大異甘絶他所有病者食此沼之遺早差勝云と見ゆ又夫木集に

沼の尾の池の玉水神代よりたけぬや深き誓ひなるらん

藤原光俊

といふ歌も見えたり

又同書に此歌は康元元年十一月五日鹿島社にまうてて次に宮めぐりし侍るに沼尾社のかの池のことさまいさきよくみて神代に空より水くだりてと思ふもことによりがたしこの遺を服するもの不老不死なりなど風土記にみゆたるはなきふることになん侍りけると云々誓跡のかく絶を行くはいと歎かほしきおさになんこゝは沼の有ところの岡にして沼尾といふは沼丘の義なるべし今は水涸れて稻田に化し僅に細流の跡を留むるのみ

息栖神社

息栖神社 中島村大字息栖にあり久那戸神を祭るこれも鹿島の攝社にして往時は毎年の祭禮等みな鹿島よりつとめ四月十三日の祭に劍座舞海原人形紙もて作れり彼の具なりあとの古事ありき今縣社とある鹿島香取息栖と三處は鼎の三足の如くいづれも三里つゝうち隔たり便よき處なれば參詣のもの少からず里人談に常陸國息栖明神の礎ちかき海中に女瓶男瓶とて二つの奇石あり男瓶は徑一丈あまりにして銚子の如く其口とおぼしき處に滑あり内はうつぼのごとく窪みて鍋の形ちなり女瓶は徑五六尺ばかり土器に似たり土俗に曰はくこれは晝夜の内に他より移り來し物にて其跡今に他にありとかや此瓶滿潮には二三尺沈めり干潮には水上にあはるるの銚子の中は赤水にして潮の味ひあし是を忍鹽井の水といへり龍神の献する所といへり其後人皇五十一代平城天皇明神を尊崇したまひ大同二年亥四月十三日藤原内膳に勅して祠を泛洲の清地ふ遷座すと因りてその舊地を古泛洲と云ひ川を瓶無川と云ふ忍潮の井の水は其味甚た淡し朝々神供を炊しくといへども盡くる時なし伊勢國朝熊岳の明星井山城國加茂の眞非常陸國泛洲の忍潮井是を日本三所の靈水といふありこの水を服すれば熱腦を除きもろくの靈驗あり又當社に第一の寶物たる古硯あり蓋なくも人皇十五代



若櫻宮天皇御宇當社に給はりし古硯にして枝栗の模様あり明神神靈を移し給ふの寶器にして靈明の徳あり海中に潮満つるときは硯中次第に水を生じ又潮退る時は硯水次第に乾く依りて上代よりの寶物たりしが神功皇后三韓御征伐を終へ給ひ筑紫に還幸まし〜て御産に臨み給ふ時武内大臣あるの硯の潮の満退を具ふるの徳を思ひて皇后に奏し奉り御安産を祈り奉るにほとなく皇太子御誕生せし〜き應仁天皇是なり是より此御硯を安産安産の神寶となしたまふ此硯水にて直に墨をすり其硯の枝栗の模様に塗りて是を紙にうつし産婦は臨月の朔旦清き水を汲みもて盃に湛へ右の御影をうつして頂く時は安産せせと云ふ事なし其外神社のれいせう多し又寶物には若櫻宮天皇御宇三發未載二月鎮座額あり爰に息洲といへる名は沖洲の義かまたは浮洲の義か社後の森を息栖森といふ老樹傳者幽趣に富めり

高房神社

高房神社 正殿の前にあり倭文神建葉槌命を祀る神代記に故加道倭文神建葉槌命者則服云々と見ゆ武甕槌大神の命をうけて星神香々背男と征伐したる神なりいにしへに倭織をはじめたまひし神なれば倭文神といへり倭織は伊勢氏の者に筋織の義にて今の鳥織のたくひなりとぞ高房の御名の上しは立綱法師が説に

高き神の職稱にして房古語拾遺に好麻之所生故謂之麻國とあれば生麻乃職なるべしと云へり參拜のものは本社に先たちて此神社に拜するを例とす社後泰山木ありて明治二十七八年の戦役後鹿島小學校生徒が凱旋紀念の爲りて修たるものなりき

須賀社 櫻門の左にあり祭神素戔鳴尊にして往時は十二月初午日の夜祭禮にて神前に門松を立て注連繩に鯨魚をさ〜くる例なりき又毎年神衣を奉る俗に御召し更へと云ひ老女の清浄なるものに錦をもて縫はしむ其神衣を捧ぐる爲りに持ち行く禰宜に逢ふもの必ず疫病にかゝるの恐れありとて此夜は家毎に戸を早く閉ちて門外に出つるものあかりきといふ古くは午頭天王といひたる社なり

熊野神社  
御厨神社

熊野神社 同所にあり伊弉並尊事解男速玉男の三神を祭れり  
御厨神社 鹿島町厨にあり御食津命を祭れりこは五穀を司とる神なれば舊厨村の地に祭られしなるべし厨はもと庖屋にて黒屋の義大神の御饌に關るよしにて厨村とはいへりしなり

稻荷神社  
八龍神

稻荷神社 本社境内の銚場にあり祭神倉稻魂命  
八龍神 拜殿の脇に社櫻門の中四體大町の左右二社すべて八所に祭れば八龍神



熱田社

社といへりしか明治維新の初めに取柄ひて今は跡形もなきに至れり  
熱田社 奥の宮の前なる馬場にあり祭神は素戔鳴尊稻田姫神にして御神體は男  
根女根の石の像なりとかや言ひ傳へたり

潮の宮

潮の宮 本社より十町許東高天原に行道に有り祭神は熊野高倉下にして高倉下  
のことは神武紀に武甕雷神對曰雖予不行而下予平國之劍將自平矣天照大神曰爾  
時武甕雷神登謂高倉下曰予劍曰爾靈今當置汝庫裏取而獻之天孫高倉下曰唯々  
而龜之明日依夢中教開庫視之果有落劍倒立於庫裏板即取以進とあるよりこの宮  
を板宮とは名づけたるにやと立繼法師いへり此社を俗に見目明神告神ともいふ  
かの夢の告のごとによりさはいへるなるべしさて板に潮の字を書けるは舊説に  
潮をいたといふは常陸の方言なりとか按ずるに古事記には降此刀狀者穿高倉下  
之倉頂自其墮入故阿佐米余玖汝取持獻天神御子とありて阿佐米余玖は朝目吉な  
ればもと朝宮あいたの宮といひけんを阿志の反伊なればいたの宮とはよべるに  
や朝と潮の字は似よりたれば後にふとかき誤れるにもや  
跡宮 鹿島町神野物忌の屋宅のかたへにあり大同年間以前の鹿嶋神宮本殿を  
たけりといふ

跡宮

夫木集

御空より跡たれたりし跡の宮の代も知らず神さびにけり

元

俊

鷲神社

同書にこの歌は鹿島社に跡宮と申す社は大明神のはじめて天くだらせたまひり  
とどろなり云々と見ゆたり  
爰に船渡下生より宮中に至る入口に古し松の並木ありこは所總里見安房守忠  
義鹿嶋地三萬石所領の際並木松は慶長十一年二月中御植付ありと今に大木に存  
在す引續て新町といへる入口に道知るべの大標石あり表に大々神樂と記したり  
春は江戸の人深川紐和にして大禰宜中臣連羽生求馬邦齋これを建つ  
鷲神社 鹿島町神野にあり祭神は天日鷲命にして此社の後に少し高きところに  
古松有りこれを神木と稱してふるくよりありしが正徳三年の昔此松を伐んとし  
て木匠に命じて伐初めける斧にて左の方より切り入れしかば不思議なるかな松  
より血流れ出てたれば此は只事ならじと木匠等は驚き恐れてとるものもとりか  
へず逃げ失せけり夫より人々集りて遠くより窺ひ見るに白髮の老翁白の行衣を  
着け杖にすがり忽然としてあらはれたればこれ正しく神木の靈なるべしとかた  
りあひきそれより人々たずねて居けるにはからずも嘉永三年八月十二日雷火に



靈杉木

罹り夫より凋衰に感きしが安政六年八月廿五日大風の爲めに倒れ其爛りにて磐城玄蕃の家屋打潰されたりと云ふ此松の圓徑を丈量するに長さ十六間三尺二寸四分回り二丈三尺六分ありしとかや其倒れたる樹木は玄蕃が宅地に障り又は道を遮るるによりて取片付けんが爲めきりはじめけるに又も昔の如く此松より血流れ出てたりけるに見るもの驚きて奇異の思をなしあへりといふ

靈杉木 正殿より西の方に寶庫ありて其かたへに靈杉木ありたりし由なるを往昔雷火の災に罹りしが枝葉繁茂しけるを圖らずも承應三甲午年十一月廿九日遂に大風の爲めに吹き倒されたり其丈量を社傳記によつて見れば二丈五尺三寸とあり今茲に明治三十九年を距ること實に二百五十有四年にして其殘株は今に猶存在せり

うちあふき見るにかしこき宮居かな千年をこゝに杉の一本 不二之舎直正

海邊神社

海邊神社 鹿島町神野にあり祭神を蛭見神とす

祝詞神社 本社より六町許西にあり祭神を太玉命とす按ずるに天照大御神天岩戸に隠りたまひし時天兒屋根命太玉命二神共に計りて諸神を神つとにづて御幣を捧げ祝詞をまをされしこと古事記神代紀などに見えれば相通はした

祝詞神社

この神に祝詞の名をやまはせけん

押手神社 祝詞神社のほとりにあり舊記に光仁天皇寶龜九年神印を納められし時大宮司大宗あしこみて正殿に納め奉りしを平城天皇大同二年正月十五日正殿鳴動して御戸開けぬかつ神託ありしかは大宮司清持都にのぼりて朝廷に奏す帝甚く御感ありて今より後鹿島の神職任符を以て補任し任符に此神印を押すべしとの勅命ありて任符の案を給はる今に至り任符を以て職をつぐ事なり清持すかはち跡繼て別に社を造り神印を納む是を押手の社と云ふ國史には更に沙汰なきことなれと社には神印といふものを賜はりしことの有るにや香取神社に押手社あり和訓栞に鎌倉の押手の社みに雍州府志に加茂の靈狸の社この外にも尙ねはかるべし押手とは天武紀に符の字をよめり古は朱墨を手掌ふ塗りて押して信とせしものあり今の手印手形など云ふも是よりあこる名なり仁和大嘗會の歌に

押手神社

神代より天のたしての動きあきしるまにたてし岩屋山かも

あいろいろの神社 鹿島町下生に有り祭神は高麗關瀨神あり此社をまた津東西社ともいひふるくは津の宮とよべりこゝは豊津村大船津にちかき所なり

吳竹集に



常陸なるあいろこいろの山越けて鹿嶋の國のはてまでころまけ

同書にありろこいろとはあなたこなたといふ詞ありと見たり師氏集に

きみかふる涙は袖にひたちあるいろつくろこのみねはあふし

とよめる歌もよし有りてきこゆれど下の句審かあらず眼寫にや風土記に年別七月造船而奉納津宮とありて昔空穂舟をつくりて七月十一日の夜それを内海へ流せば鹿島の津宮より香取の津宮につきたりといへり立綱法師いはく津東西は鹿島の松津と香取の松津とをさしていひしあるべし其津水上三里許に對へるところ東西なり今鹿嶋の方は大松津とよべと香取の方は津宮といふといへる説よくあたりりさてはあいろこいろの名も明らかし俗にも彼方此方といふべきをわらこいらといへり舊説にこの社もと道の左右にありければ津東西といへるを近世合はせ祭れりといふは方角たかへり

國主神社

本社より五丁許南にして畑ヶ原といへるところに有り祭神は天照大神命にして此神はこは國造りまし、大神なれば國主の神とはいへるあるべし

年神社

宮下にあり祭神大年神此わたりは往時すべて神田有りし處あり

道路衝神

本社より五丁許南の山路に有り俗に是を山の端の道路衝神といへり

祭神を猿田彦命とす神代記に有一神居天八邊之衝云取問之衝神對曰聞天照大神之第八之皇子今當降行故奉迎相待吾名是猿田彦大神云和名抄に道神は和名大無介乃加美道の上りに祭ると云々里人の旅路にいであつをりはかならず此神詣ていはひ醜なんど竹の切簡にいれ又鶴履をも手向けて道程の平安を祈る古風の存れるさまなり神代記に神功皇后異國を攻めさせたまふ御時鹿嶋神先き立たせたまはんと宣はれしより是を御門出と申し禊の酒を悦び馳けて鹿嶋太刀ども申す今文字の訓同じき故かしまたちと申すなり里人旅行せんと思ふをりは門出を鹿嶋御たちと三度唱へ祝ひて出て立てば道々のほどに災なかるべきの誓なり此古風今に存れり萬葉集の歌に

かしま立雲井はるかにとび行けばたけき異國も塵となりけり

阿津神社

本社より七丁許南にして高松村にあり活津彦根命を祀る阿津は活津の訛れるなるべし往時物忌代替りの節はこゝにて祭りありしといへり

卒川神社

撰集抄に又はるかに引きのきて御社侍り卒川と申す券屬の神の天下をもちさずはこくまんど誓ひたまへり云々春日のは昔より名高き社なれど鹿嶋の卒川は是にみえたるのみにて審かならず按するに波野村下津と高松村平井と



の間落合といふ所に小川ありこを卒川といへりろは砂の多くある川なれば砂川の  
磯にてこゝに祭りし社にや又いさ川はいさら川の省にてもあるべきる所在定  
かならず

手子崎神社

手子崎神社 東下村羽崎に有り舊記には神遊社ともいへるよしみてこは大神  
の乃御女の神ありといひ傳へたり按ずるに上つ代香嶋郡童女松原にて(則羽崎の  
邊なり)神の郎子神の嬢子といふありてかたみにむつびたりけるが遂に松樹と化  
りて奈美松古津松といへる故事風土記に見ゆさればこの童女を祭れる社にはあ  
らざるか嬢子を手子といふは女子を愛しみいへる名にて萬葉に葛飾比良間の手  
見名今に下總國真間に手子名社ありまた植科の石井の手見或はさわたりの手見  
にいゆきあひなとよめる手兒もあなじさて手子崎はこのあたり海邊なれば手兒  
の住たる由もてさはいへるならん手子をとこころの名としたる例は續歌林良材に  
引ける駿河風土記に女神は男神をまつとて岩木の山の此方に至りてよる  
つに得ることなれば男神の名を呼ひてさけぶ依りてることをなづけて手兒の  
坂といふてこは東俗の詞に女をてこといふ田子の浦も手子の浦なり云々  
御笠神社 一に甲社ともいへり本社の後にあり是は大神の御冠たる神代の甲を

御笠神社

納めまつれる社なりといひ傳へたりされども今其ふるき御甲の此社にあらざる  
はゆゑありてのちに別處にうつし奉れりしにや神秘として分明ならず寶倉のう  
ちは何くれとなく神寶數多あるが中に櫃長持なるものありことを昔よりかた  
ましめて聞くことなきはかゝるもの納れるにやいとふるき御櫃なる社内に  
あるところの甲冑は後世奉納のものならむか

御見神社

御見神社 三代實錄に貞觀八年正月廿日常陸國鹿島神社宮司言大神之苗裔神三  
十八社在陸奥國古老曰延曆以往割大神封物奉幣彼諸神社弘仁而遠絶而奉らず由  
是諸神爲崇物恠寔繁嘉祥元年請當國移狀奉幣向彼而陸奥國稱無舊例不聽入關宮  
司等於關外河邊菟藥幣物而歸自後神崇不止境内旱疫照請下知彼國聽出入關奉幣  
諸社以解神怒其幣斷用大神封物云々神名帳陸奥の條に鹿島御見神社七座とあり  
又延曆元年五月陸奥の鹿島の社に勅五等封二戸授奉と續紀にみゆ鹿島なる會隔  
川とよめる歌は曾丹集にみゆ風土記に行方郡にも香島神子之社みゆたり上の件  
の攝社末社は其あらましをめぐすては八十末社あり明治維新に至るまで祭は  
いつれも例年四月十一日(舊曆)と定められありしあり

歳山祭の  
故事

歳山祭の故事 維新前に於て毎年正月四日に行はれたり大神宮の四方に神木の



榎木ありろの年の明の方にあたりたる榎木の本にて縛を焼き木簡を劔の形に造りて木簡の真中に十吉合と三字かきつけ右の簡に榎の木を折り添へてかの焼火にかざし志加して後大宮司家の明の方にあたる軒に指し置くなりこれ昔の御占祭の式の残れるにて御占祭は其年の吉凶を卜合て朝廷に奏聞しけるあり此趣と又卜事に用ふる天葉若木のゆゑよしなどは後に卜部家の條にくはしくわけたり

白馬祭

白馬祭 毎年一月七日を以て行はる明治維新前に於ても毎年正月七日を以て行はれたり其維新前に於て行はれたる祭式は鹿島神宮より正北方に對して神向寺といへる村有り今波野村に屬すこゝに遊行派にて神向寺といへる寺ありき彼僧侶毎年正月六日神宮に來り翌日七日御戸會に捧くる俳諧の巻を神宮歌壇の間に開卷し七日に御戸會の神事に捧くる例なり又七日の夜正殿の御戸を開き奉りて祭禮あり御戸開の神事といへり此時御物忌與にのり御あし八人殿原十八の面々相供し錢切をふり散米して参り神殿にいりて太刀弓矢何くれの幣帛を奉るなり去年納めし供物神衣の類今年正月七日夜に至りて取出し見るに少く損る處あしこを物忌出納の役といふ大宮司をはしめ諸神官神拜の式畢りぬれば白

馬節會

馬節會とて神馬七疋曳きたてゝ御假殿の四面を走り廻り或は戸なんと打たしきなんととして其音のきやかかり俗談に御戸開の節御鏡の合音聞ゆる時は其年吉しとて聞ゆる爲に賑はずなり又元日より今宵七日まで大神御眠りおはす由に是を御鎮りと稱し其間高聲鳴物などを一切停止すさて此夜御目寝なりといふ事らへり上古はこの祭に勅使参向ありしが延長年中より故ありて止られたり云々白馬は禁中の節會なり禁中の儀式におなじき祭事この外ねほかり或説に後加川院御宇征夷大將軍藤原賴經卿惡來王を征伐のため關東御下向の時祈願をこり靈験を蒙りしにより四時の祭事を禁中の如くつとめ行はれたりといへるどもそはうけがたしそはなほ古くより傳はれる由舊記に見えられたればなり馬は陽の獸あり青は春の色なり年の始に青馬をみれば年中の邪氣を除くと公事根源に見えたり海河抄に光仁天皇寶龜六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上已而内膳宴進青御馬是青馬始也云々と見え又續後紀に承和元年戊午御豐樂殿觀青馬云々とも見えたり

常陸帶祭の故事

常陸帶祭の故事 往時は正月十四日を以て行はれたり維新後はまた廢して行はれず俊賴口傳に常陸國に鹿嶋と申す神を祭られたまふ女懸想人あまたある時に



ろめ名どもを布帯にかき集めて神宮の御前に置くありそれがなかに添ふべき男の名をかきたる帯のづからうらがへるなりそれより取りて禰宜が得させたるを女見てさもと思ふ男の名ある帯ならばやがて御前にかけて帯のようにかづくなりうれをきいて男親しくあるなり云々奥義抄に芋といふものを帯にして一つには我名をかき一つには男の名をかきて彼神の御前にて帯を折りかへして中をばかくして末を禰宜に結ばするなりそれにわろかるべきあからひは離れく結ばれ善かるべきはかけ帯のごとく丸く結びつながら云々と見たりこれも今は絶えたる故事なりさていま常陸帯といふものあり筥の中に納めて注連をひき昔より開くことおもしろも又常陸帯の様なる誓は神宮に詣て、男戀ひ慕ふ女の名をかきこよりとなしこれをしき盥の上にねき参拜して後神宮東の方なる玉垣に向ひて右のこよりを左の手の二本指にてまはし結ふなり神の誓願に叶ふものを結び得るなり女もかくの如しむすび得ざれば縁うすしとしるべしさて禰宜はもと神宮寺にありしを近世寶倉に納む俗脱に神功皇后御懐胎の時の御腹帯を納められたるなりといへり往時は毎年正月十四日に祭ありこの日寶倉を納めて神宮寺に持ちいたり禰宜祝は堂内に列座し供僧等火鉢に箒をたき常陸帯を

さげ驛路鈴をふりて本堂の外縁をかくるなり又常陸帯を腹帯のこととするは日足帯の義にて赤子の生長を日足といへることくちとまは通音あれば日足とたるといひさて腹帯のことにはとりあせざるべし

新古今集

東路の道のはてなる常陸帯かごとはかりも逢はんぞあまもよ

夫木集

公

朝

衣手の常陸の神の誓にて人の妻をもむすぶありけり

新續古今集

俊

頼

あそもかく別れろめけん常陸なる鹿嶋の帯のうらめしの世や

散木集

別るともねもひわするな千早ふる鹿嶋の帯の中はたはせし

拾遺愚草

定

家

常陸帯のかごともいそよまとはれて戀ころ道のはてなかりけれ

萬代集

家

隆

めくりあはん契もしらぬ常陸帯のひた道にのみ戀やわたらん



こにはやあ東路ときく常陸帯のかことばかりのあふ坂の關

有房集

玉章を常陸の帯とれもひせはるへるにつけてうれしからまし

光明臺寺攝政歌合

行

能

足引の山田にならすひたち帯かりにも解けぬ契ありけり

間

良

實

今ろしるかことはかりを常陸帯のどくとも解けじ心たゆまで

これらの歌はみなかの故事によりてよめるなり

踏歌祭の故事

踏歌祭の故事 往時は毎年正月十四日を以て行はれしも明治維新以後また行はれず禰宜祝等梅花の枝を手毎にもち大鼓をうちたゞき笛をふき笏にて拍子をはちて御假殿を三度うち廻り各神拜の式あり花の時は花を以て神を祭ること神代記の伊弉册尊の神去りませる條に見ゆ踏歌は天武紀に七年正月丙午漢人等踏歌と見ゆこれ踏歌の始なり釋日本紀に私記曰今俗曰阿良禮走師説此歌曲之必重稱萬年阿良禮今改曰萬歲樂是古語之遺れるなりこの踏歌祭も白馬節會と同

司召祭の故事

しく禁中の御式に擬したるものあるへきか  
司召祭の故事 此も禁中の御式によりたるものにして往時毎年正月十五日御  
宣の職位の次第をかき配し跳場にて東の方に向ひ高らかに讀みあけしなり今  
またこの事あり

北星祭の故事

北星祭の故事 今廢して行はれず往時は三月廿二日の夜拜殿に机をかまへて北  
星に御饌を供ふこの夜宮殿のうちに數多の御燈を燃し天地もかゝやくばかりな  
り是を萬燈會といふ萬燈はもと佛事にものするわざにて續日本紀に天平十六年  
十二月同十八年十月金鐘寺また朱雀路もとにて萬燈を燃されしこと見ゆ

新嘗祭

新嘗祭 毎年十一月二十三日を以て行はる往時は八月初丑日本社拜殿の前仁智  
門の左右に机を設けて其年の初稻の御饌また醴酒を献し奉る是を新嘗といふ此  
日俗に鬼去とも云ふ神戸の民はよく集りて此時名主は上下を着し鞍馬にのり神  
戸の民はみな其村々の旗をたて神事といふとほやすに藪人形をつくり又は藪  
沓で鎗の様に遣り手にく是をもち大鼓を叩きて高間か原に至り鬼塚にのぼり  
て鬼去と囃して送れる人聲喧し是古への風の遺れるさまなり

御田植祭

御田植祭 毎年五月三十日を以て行はる流鏝馬とありて盛況を極む往時は此



大行事家も出仕したりといふ物大行事家といふは人皇五十代桓武天皇五代之孫常陸大掾平國香之孫致幹之嫡子明幹勅使を兼り鹿嶋を氏とし常陸守と號し以來世々連綿たり是實に承平五年にして尙其後治承五年三月十二日御敬神之餘り宮中に於て狼籍を現せしめざらんが爲め鹿島三郎政幹を以て當社之物廻補使と定められたり是今の物大行事家あり此日行はるゝ流鏑馬につきては其古格を失はざること仍而古例は當社に勤むと東鑑に見ゆるに於て知るべし往時にありては毎年五月五日を以て行はる尤射手に出勤する人々は四月晦日より物大行事家へ詣り居り日々に我身を遠こり潔齋し神宮へ參籠して五月一日に至り下津に濱下りす(下津は今波野村に屬せり)流鏑馬射手五人は上郷下郷より毎年圖を以て順番に勤む此時大行事家にては厨を造り饗應所とあす尤も物大行事家も早且より出仕し濱下りの儀式あり表に本道具對狹箱長刀立傘に大行事は馬乘にて數人の舊臣を左右に侍らふ何れも上下着用にて太刀を帶す夫より潮宮に參拜し程なく下津の濱に濱下りて先例之式に任せ下津の村人吾助といふ者るの濱の濱に待受け此所へ竹四本四方へ立て廻し上に七五三張りわたし此中に五人の射手を入れ大行事も此中に入り塩水にて身を清め終りて吾助より杯を献じ直樺歸路につく翌二日も同様

下りにて身を清め夫より小宮作(下津に隣りし村に屬す)住吉の社に詣て同所正智院にすち寄れば住僧出て向ひ杯を献して饗應す是格禮なり此所より沼尾坂戸の兩社參拜す坂戸に至れば又別當より献杯饗應の式あり是より巡りて大船津に至りて下馬し鳥居の方南に向ひて香取神宮を三度遙拜しかたへなる旅舎に立ち上りて少く休ひて歸路につき元の大行事家に着す明れば三日は定例にて息栖神社に參拜あり社前の利根川に身を潔齋し社にいたりて幣帛を大床に捧げ禮拜をすれば社前の旅舎に入りて少く休息しさて出て、大路を射手の面々には三度越ひ走りて夫より歸路につく道の中ほどにて深芝村(今中島村に屬す)上の山と云ふところの降の宮往古勅使此所にて大雪に遭ひ落命せし由にて其靈をまつれりとなんに詣て社前の大路を馬走りして退社し夫より物大行事家へ歸着す明れば四日なり此日早且に濱下りし身を清淨に扱ひして歸路につく歸途本社の大鳥居前より大町中を射手の面々は馬走らして過く是を馬定と云へりいよゝ五月五日は神前へ神酒粽の御供櫻實を御菜となせり其外種々の供物を供ふこれ御田植の神事にて大宮司大禰宜兩家より二人の童女を八少女と稱し注連引きたる笠を冠り人の脊にまたがりて神宮に詣つ夫より馬場前大鳥居側に進み神宮等馬乘あるひは輿にの



り習臣の面々は麻上下を着用し兩刀を帯して警固す次は白丁等神馬を曳き射手五人は鞍馬にて素袍大紋に結び鳥帽子にて箭を負ひ弓を携へ押し張りつゝ走りながら鬼門の方への的を立て是を射行くさまは京都加茂の競馬にひとし此所より大町中程迄を三度走るなり是其祭式の梗概にして其馬具を始めとし種々の武具等は古來武將の奉納せしもの多し治承元年三月源頼朝公が馬鞍等を寄進せられし由は東鑑に見ゆ又江戸幕府の頃ひ寶永七年寅に五月五日之祭具の鞍五口但し切付肌附樹立細鍔軒掛鞆鞆振鞆弓但し大弓五張小弓五張裝束五衣但し大紋銀五組結小鳥帽子五人前行膳五人前弓籠手五人前綑縮五人前を永井伊賀守寄進せらるる射手の乗鞍五口は牧野備後守并ひに牧野成貞の寄進にて鞍に朱書あり鞍細工人に至るまで信親派と見え月日は元禄七年甲戌五月十日とあり其時社奉行本田彈正少弼流鏑馬射手の乗鞍修復料之内として金四拾兩寄進之由延四年辛未五月十四日鹿嶋出羽に宛て神宮に奉納せらるる

射手人のあやめののつら長きねにけふの月とひきやうへまし  
 女  
 男  
 射手人のあやめののつら長きねにけふの月とひきやうへまし  
 女  
 男

鹿嶋神宮へ祈願により事故なく討ち亡はしかつ奇瑞を現したまへる忍しさに始められし祭ありとか鹿嶋瑞殿祀に藤原秀郷神宮に三十日参籠ありしに瑞殿の正殿鳴動し木綿を晒せる如くなる白氣未申の方に塵き又將門滅亡の前日に鹿嶋も群れ出て鳴さわぎたりと云ふこと見ゆたり又毎年十一月の八日の夜流鏑馬ありしが今廢せられて行はれず

大稜 毎年六月三十日を以て行はるゝ祭式なり三十日の夕刻茅を以て別れの形の輪をつくり大宮司茅にて作れる横刀を持ち東に向ひたちてかの茅の輪を左足より踏み込みて越ゆること三度るの時大稜詞を唱ふかねて庭には荒蕨を敷き壁をちりせり昔は諸神宮内海に出て扱しけりとなん

御軍祭 毎年九月一日を以て行はせらるゝ祭式にして第一の大祭に属す往時は七月十日の夜禰宜神主等樓門の前に立列なり其時神戸の民町人共群集して青竹の枝葉に小提燈を幾つともなく結び付けたるをともし人々手毎に大小となく是を持ち鯨波聲を數人にてあげ社をさして押し寄せ來り香之を焚きて善とす其燃に上りたる時の状などは言はん方なくすまじ此時大宮司大禰宜は大小の神寶の劔を抜き火にかざし又神宮等諸人に至るまで男は太刀劔をぬきて女は鍔具

大稜

御軍祭

き鹿嶋神宮へ祈願により事故なく討ち亡はしかつ奇瑞を現したまへる忍しさに始められし祭ありとか鹿嶋瑞殿祀に藤原秀郷神宮に三十日参籠ありしに瑞殿の正殿鳴動し木綿を晒せる如くなる白氣未申の方に塵き又將門滅亡の前日に鹿嶋も群れ出て鳴さわぎたりと云ふこと見ゆたり又毎年十一月の八日の夜流鏑馬ありしが今廢せられて行はれず

大稜 毎年六月三十日を以て行はるゝ祭式なり三十日の夕刻茅を以て別れの形の輪をつくり大宮司茅にて作れる横刀を持ち東に向ひたちてかの茅の輪を左足より踏み込みて越ゆること三度るの時大稜詞を唱ふかねて庭には荒蕨を敷き壁をちりせり昔は諸神宮内海に出て扱しけりとなん

御軍祭 毎年九月一日を以て行はせらるゝ祭式にして第一の大祭に属す往時は七月十日の夜禰宜神主等樓門の前に立列なり其時神戸の民町人共群集して青竹の枝葉に小提燈を幾つともなく結び付けたるをともし人々手毎に大小となく是を持ち鯨波聲を數人にてあげ社をさして押し寄せ來り香之を焚きて善とす其燃に上りたる時の状などは言はん方なくすまじ此時大宮司大禰宜は大小の神寶の劔を抜き火にかざし又神宮等諸人に至るまで男は太刀劔をぬきて女は鍔具



刀の鞘をはらひて鑢の火影に打かざすあり是古代軍風の遺れるなるへし此日用  
 ある提燈はかねてこの日提燈町といひて提燈の市ありそを買ひて物する事也此  
 祭は何時の頃より始まりしか舊記に神功皇后三韓征伐のより大神御行まし  
 て皇船を助け守らせたまひ平らかに順和をばり歸陣あらせられしかば應仁天皇  
 御宇の後より此祭を行ひ來れりと見ゆ鑢火は三韓退治の軍鑢になぞらへたりと  
 いへり大神の皇船を助け守らせたまへりしことは詞林采葉抄藻鹽草宇佐八幡縁  
 記太平記などにみゆ神功后紀に皇后の御船を冥助したまへる諸神の御名を問は  
 せたまへる所に答に曰はく幡菽穗に出し吾也於尾田吾田節之淡郡所居神之有也  
 云々と見ゆ其所在は神名帳に阿波國阿波郡布都神社とありて即ち其神は此鹿  
 島大神なること知るべし又此祭につきては東鑑に八田右衛門尉知家を鹿島宮造  
 營奉行とせらるゝ條に來七月十日の祭以前に早可終成風之功之者被仰合  
 見えたり是によりても古くより大祭として嚴かに勤められしことも知り得  
 御船祭 御軍祭の翌日にして即ち九月二日に行はるゝ祭式なり往時は七月十一  
 日夜なりき風土記に年別七月造舟而奉納津之宮古考曰倭武天皇世天之大神  
 臣臣狹山命今社御船者臣狹山命答曰隨承大命無敢所辭天之大神味爽宜汝舟

御船祭

置海中舟主仍見在岡上又宜汝舟者置岡上舟主因求更在海中如此之事已非二三  
 則懼惶新造舟三隻各長二丈餘初獻之云中臣臣狹山命は大宮司の遠祖なり遠祖  
 傳記に三社の御船の上に假屋神輿を造り構ふこの三社は鹿島沼尾坂戸の三社と  
 いへり色々の織を飾り注連を曳き三艘の船をならべ織を解き内海へ流す  
 西と云ふ末社の前より軍をとゝのへ異國退治の勝鯨波を擧げて御舟をた  
 波の上に浮へ奉れば下總國香取神社の末社津之宮と云へるところの落に人力に  
 及ばずして棹をもささずのつから神力によりて御船は着くに御座すと云ふ此  
 ことはやくより廢れたれど尙今其式のこれり文和三年に記せる御船祭祝料雜物  
 の文書には御舟の裝束より何くれの事とも定かに見ゆたれば船流しのおさの絶  
 へたるは其後のことあるべしそは舟のかたちを丸木にて三艘造り樓内八龍神今  
 はこの八龍神なし明治維新の際取除けられたるものにやの前に備ふこはみき空  
 穂舟なりそのほどりに神劔楯板すべて神寶の武具を飾りて諸神官列座すしかし  
 て禰宜一人進み出て行事時と呼ぶに一同唯々と答へて退座す  
 相撲祭 十月廿九日を以て行はる往時は相撲神事と稱し九月九日の夜銚塙樓門  
 前砌の傍ある廣庭なりにおいて鑢をたき神寶の廣鉢を持って禰宜壹人は鑢

相撲祭



火にかざしまつれりこはかの神代紀に見えたる平國の矛なりと神官等それを巡りて拜す次に禰宜神の面を冠りて神官の方に向ひ舞ふあり面は二面にて一面は美はしき面あり又一面は天狗の面相にてすさまじきなり此式を終れば童子相撲あり童子は土地の東西より出て三番づゝとる是をことりつかひといへり按ずるに万葉に部領使とかけり公事根源に左右の近衛を分けて國々へ使を下して相撲をゆす是を万葉にも部領使といひ又神龜三年に始めて諸國よりのほらせらる部領使是をことりつかひと訓す寛平七年には並相撲御覽ありと云々そもく相撲のわざは人皇となりては垂仁天皇の御宇野見宿禰當麻の蹶速が故事より起れども神代にては古事記に建御名方神千引石を手末にさゝけて來り言へらく雖も我國に來てかく物いふはさらは力説へせんわれ先づ其御手を取らんといひりし時に其御手を取らしめたまひし神は武甕槌大神ありこゝに大神其御手を取らりし又劍に取りなしたまひしかはかれ懼れて退き居きこゝに大神建御名方神の神の御手を取りたまひて若草の如くにこれをひしきて投げやりたまひしかは彼逃げ去りて科野國諏訪湖にまで至りたまひぬ是諏訪神社なりこれぞ神代にける相撲のはしめあれば當社に於て故事あるによりてこの祭の傳はれることに

日月祭

なん町家にも毎年土俵を構へ二日相撲ありと云へり

日月祭 往時の式をいはんに相撲神事の有りし夜鳥居の内馬場通りに於て右に高さ一丈二尺宛の柱を地車に立て其上に日月の御像を飾り各櫛に結びおて柱四方に大繩を張り諸人あまた集りて樓門まで兩輪車勝負なく曳きつゝするに日のかたさきに曳きつゝればよし若し月のかた先になれば其年雨といへり柱にかくる大繩は例年大工二人の家より納む舊記に九月九日は月も日も九陽にかなふゆゑに重陽といふ然れば日月を飾りてこの祭を行ふ雄略天皇の御世に生まれりといふ

黒酒白酒の祭

黒酒白酒の祭 風土記に年別四月十日設祭酒卜部氏種屬男女集會積日累夜

樂飲歌舞其唱に

安良佐賀乃賀味能彌佐氣畢多義止伊比祁婆賀母與和我惠紫那牟

按するにあらさかば新酒かみのみさけは神御酒か又釀酒にても有るべし三句脱字あればなるべし詳かならず下句は八言ければかもよ我酔ひにけんあり今にこの日押手の社に黒酒白酒をろなへて黒酒とは常の酒白酒とは醴をいへり祭事畢れば禰宜祝等大宮司の家に集ひて夜もすがら酒宴あり小角に團子を盛り錢切を



ふりかけて土器に豆腐の吸物かすかみ喰を盛りたるを肴としさて黑白酒を飲み  
て遊ぶありこれ古の遺風なるべしそもく黒酒白酒は大嘗會にいふ辭にて續日  
本記の宣命に見ゆ万葉集天平勝寶四年新嘗の歌にもよめりそれより後の書には  
いと多くあり白は常の清酒をいひ黒は貞觀儀式に焼灰と見ゆ延喜式には入久佐  
木灰三升と見ゆ中比よりは黒胡麻を用ふ康富肥にあまさけなり白酒者れのつか  
らの其色あり黒者上聊振鳥麻粉云々とあり酒をきといふは酒の古名なり釀の約  
きなればさはいへるにやこの祭事今はなし

劍座祭

劍座祭 古事記に大神降に出雲國伊那佐之小濱而扱十掬劍逆刺立千復穂臥坐其  
劍前問其大國主神言云々と神代紀に見ゆ鹿島問答に劍を立て其上に坐し神會し  
たまふ今の世までも劍御坐といふ祭當社にあるは是也といふ祭りのより神官等  
内海ふ向ひて拜すことを海原の神事といへり伊那佐の小濱の心あるべしこの  
も今は廢れて又行はせられず

庭上御供

庭上御供 大神に御供を奉る時れもきは庭上に於てしかるきは殿内に於てす  
もきは殿内なるべきをかへりて庭上なるよりは八神代記に皇孫降臨の時天照  
神の詔に吾高天原所御齋庭穗亦當御於吾兒とありてこの齋庭とのたまひしがす

なはち庭上のことなればこれを庭上ひて御供を奉る齋庭ならんと立綱法師は  
はれき

直會

直會 權門の右のかた思垣にて囲みたる一搦の處を銚場とよべり往時は其所に  
神事畢りたる後こもにて直會ゆきまは禰宜神主等集ひ會り神前に供へ奉る御  
酒御饗のねろしを飲み食ふことなり攝社末社の祭のをりはところくは  
會あり後世は直會の事を銚といへりまは直會はもと大嘗祭の時天皇大嘗宮  
に御して神を饗りみづおらも大嘗開食して致齋におはしますを其儀式終れば直  
會豊明とて豊樂院にて致齋をゆるべ打ちとけまして御酒宴有るをいへり是に  
らひて凡て大社にはまは此式あり歷朝禮詞解に直會は奈保理の延へられたる  
り直會とは致齋をゆるべて平常に復る意ありと云ふ續紀に僧其比とかき延喜式  
續後記などに直相とも書けるは何れも借字なり伊勢の直會院は儀式帳にみゆ  
御舞 毎年四月十二月奥宮沼尾社坂戸社息栖社ろの外末社の祭ありて畢るごと  
に直會例の如く直會の次に御舞ありそのさまは横笛をふき笏拍子をうち神の杖  
を挿して舞ふなりその神樂歌に曰はく

神樂の心をかかはししみとめくれば八十氏人ぞまどをりける



とよめりしもかゝる心ばえなるべし

上の件の祭禮は其れほかたを記せるのみありすべて年中の例祭は往時にありては大神事百三十三度小神事七百餘度ありきといふ當時に於て行はるゝ祭事を更に重複を厭はず列擧すれば左の如し

- 一月 一日二日大祭 三日元始祭 七日白馬祭
- 二月 不定日祈年祭
- 三月 九日春季祭俗にサイトウといふ
- 五月 三十日御田植祭
- 六月 三十日大祓
- 九月 一日御軍祭 二日御船祭 二十二日秋季祭
- 十月 二十九日相撲祭
- 十一月 三日天長節 二十三日新嘗祭
- 十二月 二十日宮饗祭 三十一日大祓
- 毎月中祭日 一日 二日 三日 十八日
- 毎月小祭日 十一日 二十一日 二十七日

以上の内に於て三月九日九月一日二日の祭日最も盛況を極む

鹿嶋の名

鹿嶋の名義 文字の如く鹿の栖めりし嶋ゆゑ名づけたるものあるべし鹿の棲むることは古事記に見ゆ又鹿を神の使といひしことも前にあげたり天にては鹿嶋宮といひ地にては豊鹿嶋宮となづけしこと風土記にみゆ風土記に香嶋と書けるは借字なり近古まで鹿の多く群れ居しにても灼然きあり又一説に神の鏡は鏡にて神嶋の略言といひ舊説に豊嶋なりとといへるはいわらんと豊嶋といへるは更に豊山の條に云ふべし

葎

葎 鹿嶋風土記に風俗説に云はく葎零香嶋之國と又万葉集に葎零鹿嶋之崎と又阿良禮布理可志麻能可美なども見ゆ又後々の歌にもおほく見ゆたりこは葎のふる音はかしましきものなれば葎零かしましといひつゝけたる枕詞なり万葉に葎零吉之美とあるもきしまはかしましと通音なればいひかけたるなるべし

御笠山

御笠山 神宮のめぐりの山をいへり即ち鹿嶋ありこの山の姿蓋の貌に似たれば山の形によりて名づけしにや山の中に御笠社あり俗に甲宮といふこは大神の神軍ありし昔冠りたまへる甲を納めし處ありといひ傳へたり平田氏の説に甲は冠りものあれば御笠山といへるなるべしこは大神天還り昇り給ふ時甲矛楯玉の類



を信田郡高來里に留めたかれしこと風土記にあり又松杉の古木繁茂し異霜を經て蒼鬱たりとの間に古木の斷斷丈餘のもの點々數千株として森々たり往時新治郡國領禪應寺住職東雄和尚土浦町の人色川三申(三申は紀伊國牟婁郡色川村の産にして當時有名なる國學者黒川春村塙忠實山崎知雄等と親交ありし人なりといふ)行方郡牛堀の人須田章等相謀りて天保十二年二月三笠山へ櫻樹數百本を植ゑ奉納したり由もみゆ今猶點々存在す是即ち東雄櫻なり

天文十一年七月四日鹿島大明神寶前に於て 左中將雅致

あふくより神も心やいさむらん三笠の山の松風の聲  
誰も世に今はたしらぬ我やこの三笠の山の神まうてして

鹿島社例傳記

うつりゆく神の宮居のしるしとやこゝをみおさどかねていふらん

俗説に鹿嶋の大神鹿を以て神使と爲す鹿多く棲息するは此故ありと云ふ福山氏築に鹿島宮は古來不殺鹿以神使故也と又任職一齋の鹿島紀行に林間に鹿鹿成野見人不驚と云へり從て其保護も篤かりしならんか元和四年戊午五月十三日代官嶋田利政令を大宮司に傳へ鹿島に於て鹿を殺せしものあらばそのものを討む

にて搦め捕りて注進すべき旨を命ぜしこと大宮司文書にみえたり

要石 ふるくは石の御座といへり地より少し出で丸き形にして高さ一尺回り三尺餘に及べり土地より出たる上中程は少し窪みてあり石質花崗岩の如くたゞ見るとさは小さき様に見ゆれとも金輪際よりうごかざるの磐なりある説に昔々磯公神宮へ御參詣のよりかの要石を御らんありてつくつく思召さるゝ樹たゞ此石なれば程の事かあらんわれ今より根底を究めんと夫より削分の百姓數千人招きけりにわれもくゞと集ひ來しかは一々手配を命ぜり勢を入れ替へ入れ替へぬ水と云へる名酒を數十個を興へ晝夜の別なく掘らしめ水湧き出つるを龍車を以て汲出し土くへこむならば板を以て是をふせぎ七日七夜掘りさげしかば何丈となくほりこみたり皆々人夫もつかれける程に爾明日は根底を見ずやと安堵なし其夜は皆夫々に旅宿々々に引き取り夫々疲をやすめけるほどなく夜も明けはなれば人々早速に其場に至り見るに掘りたる跡もなくほりたる場は元の如く草など生ひしげり地もかたまりてありしかばこれたゞ事にあらざとて諸人夫見る者奇異の思ひをなし神方のほどころ恐しけれとかんじぬものなかりきといふ此事黃門仁德錄に見えたり



たつぬかねけふみつるかを千早振み山の奥の石のみましを

鹿島紀行

芭

燕

ぬくは、や石のたましの苔の露

不二之舎直正

藤波のなみなみならぬ要石ふかきねさしを人知るらむか

同書に此歌は或抄にいふ光俊朝臣鹿島社にまうで侍りけるに奥の御前とて不開の御殿よりは二三町ばかり東の山の中にたはします御殿にてふるき神宮と呼びてこれに平なる石の圓なるか二尺ばかりなるやあるとなん問ひ侍りしにさる石あり御殿のうしろなる竹の中に埋れてありとあんき侍りしさる石ありとて掘出してけりと云々此石は明神天より降りたまひてこの石の上にて坐禪せたまひし石なりといへり万葉集に石のみましと云へるは是なりとなん云々河内蜻蛉卷には尋ねかねの歌の上句を尋ねても今ところをかれと引きて神跡とて基の跡を朝ごとに三反詠みつる所へは一日一度神行あるべしと申し傳へたりうけたまはるより不思儀に常陸に領する所出来にけりと見ゆ神道集に山中に

在り即大明神御思惟ましまし、處なり云々と見ゆ詞林集采葉抄に鹿嶋明神金胎際より生ひ出てたる御座石を柱として應この廟は御本社傍なる御座なりとの根て本國をつぎたまふと云々又神社啓蒙に相傳曰神誓以石爲石柱若石廢之則明在也云々神の始めて現形ありし事跡を残して影向石といへる由神道名目抄名所都鳥などに見ゆさて其深きむねは神秘なれば知りかたけれども按ずる名義は要石とあがめたるなるべし要はもと蟹眼といへりそは行宗集に扇要とかのり又かにのめとよみ延暦儀式帳延喜式あどに蟹眼釘といふことみゆ源平盛衰記に忠度扇をぞ仕たまひける蚊の目のきりくと御前へ聞えたりなどあるに明かなり

ゆるくともよもやぬけじの要石かしまの神のあらんかきりは

といへるは誰人の上みたりけんあまねく世俗に口なれし歌なり鹿島問答に振ぬけせぬといふ事當社にありと云へれとるは要石のことあらむか

千載 天の下のとけかれとや柳葉を三笠の山に浮雲の宮

新古 天の下三笠の山のかげならてたのむかたなき身とはしうずや

やとす影ひとつのもちものこらぬを心にせよとせくる鏡ろ 卜部兼俱



遊歌 淨雪の宮めぐりする時雨かま 兼裁神師

古歌 片世の千木の内外にかはれどもあかひは同じ鹿島神垣

御手洗池

御手洗池 本社より三四丁あるまじ山のおくにあり本の色いと清らかに風の砂の敷も見わくるばかりに澄みたる夏の日炎熱堪へかたき頃は殊更に冷たきこと氷のごとし故に一に涼泉池といへり例傳記に背宮造のをり一夜にねのつから酒き出てたりと見ゆたり又一説には大神天曲といへる旨にて堀り出したまへりともいへり本朝俗誌に御手洗は山の蔭より涌き出づる清水あり十間に二十間ばかりの池にして清潔なり此所にて垢離をとるに其深さ木人小人童に限らず乳を過ぎずといひ傳へられ是當社にねける七不思議の一として敷へらる御手洗は文字の如く御手洗の義にててあゝの反たなり俗に上代に日光山より三王きたりて此水をぬすまんとせしをとりて縛りたりといふ話ありて樓門の後に四王たりしが二王がばくせられたる形ありしも維新後に至りては總へて取り却はは二王の一王をも止めず只御手洗の水の清きこと一點の俗座もなく万古に流して湧くのみ

涼しきや神代のまゝの水の色 松澤庵筆才

高天の原

高天の原 本社より三笠山を経て東一里許波野村の方に行けば海邊あり此はをりすべて赤砂にて小石ありとところ／＼に緑の小松のむらだちあり向ひに大海を見はらして面白き景色ありとを高天原といふ風土記に郡東二三里高松原海之流着砂貝積成高丘松林自生云々と見ゆたり高天原は高松原の密言なる常陸國誌に土人相傳日嶋明神出此野與兎徒等相闘以使鹿成卒伍明神獲判則競追風塵直入海渚明神不利則群鹿垂耳却走直入大家土人時見其事云怪不可信云々といふこと見ゆたり今に鬼塚とて高き塚あり大神東征の時夷賊を誅して埋葬せられしところならんといふ本朝俗誌に高天の原は昔神軍のありし所に於て其血土に塗みられたりて今に赤き土ありとは例の俗説なるべしといは古歌にて大永の頃松本備前守政信津賀大膳など合戦有りて政信横槍に突かれ遂に討死したりし處といふ

夫木集(續古今集)にも載す

光

公

よろに見て袖やぬれなん常陸なる高天か原に沖津白波

棚川百首

公

實

春霞高天の浦とこりつればねぼろかあしやあまの友舟

(五十三)



此歌今本しるまの浦とあれど歌枕名寄所に高天原を浦として擧げられたるによ  
りこゝに載す碁石筆草矢の根石小紋石菊石など名あり此邊にて時々發見す蓋し  
矢の根石は石鏃なるへし

末無川

末無川 高天原にあり水上は岩間より涌き出て流るゝこと幾はくもなくしてい  
つか一滴の水なく末絶にてあしよつて名つけたるになん此川に左卷の葦有り左  
右の小高き川縁は磯馴松並びしげりていとめづらし歌にも末無川にはるあれ松  
をうたはれたり此川は俗に大神鬼退治の時御劔の血に汚れたるを洗たまはんと  
て岩を穿ちたまへばあつから流れ出てたりしなりと云ひ傳へたりこゝに生  
る草木青葉にいたるまで一品たりともとる事を禁すと云ひあらはせなり

碁石濱

碁石濱 鹿島郡の東海に面せる地をいふ即ち鹿島崎と同地異名なり例傳記に鹿  
島崎といふは東の荒海をいふ碁石多く寄り来る磯浦なり故に碁石の濱と  
とありまた大神此地にて兎徒等と碁を圍みてうちたまひしなど云ふ俗説  
常陸の碁石は世に名高し今も尙いと美麗しき小石此はとりにより碁石の出  
る濱はこの外風土肥に多珂郡出雲風土肥に嶋根郡など見に紀州の那智黒伊勢  
島崎は西行法師の歌によめり

鹿島崎

鹿島崎 東の大海をいひ又南に向ひても常陸下總の境にいたりたる入海をもい  
り万葉集の長歌に牡牛の三宅の瀨にさし向ふ鹿島の崎に狹丹塗の小松と儲て  
細の小根繁貫なとよめるは常陸より下總へ渡るをりの歌なれば入海をよめる  
り東の絶の海は俗に下津の濱といひて海邊漁家多かりてことを下津といふは  
物忌解除の時は濱下といひて此濱に下り立ちて身滌をすれば下津とはい  
るべし

万葉集に

後九條内大臣

霞降りかしまの崎を浪高み過てやゆかん戀しきものを

夫木集に

道因法師

山もなきかしまか崎の浪間より出つる月日や鹽ひあるらん

同

よもすから磯の松か根かたしきて鹿島か崎の月を見るかあ

同

光俊

波たかきかしまが磯にたどりきて東のはてをけふみつるかな

同

鴨長明



波かゝる瀬やいつこ常陸なるかしまが崎のあまのいさり火

新徳撰

為 氏

浦人も夜や寒からし寝ふるかしまの崎の沖津潮風

望ひるまはかしまの浦まゝ波のよるこもみるふかきけれ

方輿集松葉集  
所引

題 政

夜舟こく沖にてきけは常陸の海かしまが崎に千鳥なくあり

各所今歌集

橋 枝 直

みつ鹽のひるとやいはんをしか鳴く鹿島が崎の秋の夜の月

夕波の音もおしまの浦風にしばなく千鳥をりも定あす

同

千 隆

覆障かしまの崎の荒波ぬるればなれてすむ千鳥かな

同

倭 女 子

鹿嶋なる浦の荒磯神さびて浪の白ゆふかげぬ日牙なき

角折濱 下津とねなむ瀬つたひにて三里許北なりこも角折とて瀬家多し今

大同村に属す風土記に角折濱開古有大蛇欲通東海堀濱作穴蛇角折落因名或曰

角折濱

武天皇停宿此濱奉蓋御膳時都無水即執鹿角堀地爲其折所以名之云々といふこと  
見たり又文正草子に此地につきて文太長者の面白きはなしを載せたりかくて  
文太は後に文正と名を改む爰に文正は浴人にてありしが鹿嶋に來り社のはと  
に大宮司家有りしかばこの家によりて僕とありしはらく君に仕へける程に  
つもりて二十有四年間つとめたり或る日文正主に暇をたまはらんと願ひ我  
より裏濱に出てむ其はしめこの瀬やく浦につきにけり悲しき中にも面白の体  
心わらん人に見せばやと思ひてかくあん侍ると  
心わらん人に見せばやつのをれの瀬やのけふり波のよるを

また大宮司より摺籠一つとらせてより瀬やき初め名つけて文太瀬と云ひて賣り  
ひろめけりしかるべき事あれば文太瀬とて世にひろくいひ傳へられこの瀬をく  
ふ人は病もさく命もなかく心にかゝることもなしと俗談に云ひて繁昌すくあか  
らせ是ひとへに鹿島神の誓による處ありとそれより追々我身出世して文太長者  
と呼べり其時文太か摺やく木を馬につけて送りし所を木付坂と云ひ又文太が鹿  
島神宮へ毎日参拜せし行き歸りの坂を鹿島坂と稱す爰に文太は惜しきかあ一子  
さく夫婦もろとも沼尾神社へ日々社参の願を起し子一人たりとも授け給へど



て沼尾社のかたへに遺池あり其遺池を御手洗にして身を清め社に詣てき毎旦二  
心に男女なりとも授け給へど念じければ日重り月満ちて不思議あるかき一人の  
女子を産めり名脱つけて是をふれんと云ふ文太夫婦喜ぶこと一方あらず玉の如  
くにもてあし行くほどに生長し容顔美麗にしてしたはぬものころなかりけれ程  
經て生國の西京に歸らんと親子請共住みなれし角折村を跡に見て夫れくかた  
みとのこしあきて文太は詠歌を待りける

旭さす夕日かやく此里に黄金千倍數千倍かき

程なく妻子をともなひ阿京しけり夫よりたれんは駿河大納言某の妃となり爾  
る立身をとげたり又文太夫婦はゆゑあまくらしけりとなん跡に風の遺れるは  
二俊宛大宮司家へ角折村某より納め來れるにて今に存在すとたり屋敷跡は今の  
寺院の處と云へるも詳にせず

東の方大鳥居

東の方大鳥居 鹿島神宮より寅卯にあたりてあるを東の鳥居とすこは中作の  
邊に立てり鳥居の下に石の常夜燈を立ついと大あるものなり此邊漁家多く賑し  
往古は鹿嶋神宮の神事或は淨淨に潔齋せんとする時には濱たりとてこゝに盥と  
りせしものなりと云へり

廻山

廻山 俗に瑞穂齋といふ古はこゝを伏見村と稱したりしか今と鹿島町下生に屬  
す水田中にありていさゝかある塚に椎樹一株しるべにたてり周圍は田地なれば  
年々田に切り開かれなとせしにてかくはあれるあらん古くは毎年正月八日祭  
ありしといふ舊記に此日朝廷より勅使下りて伶人舞をまひ大平樂を奏し諸神  
幣帛を捧げ祝詞を申して廻山を廻れる由つまびらかに見ゆ中昔よりゆゑあり  
(根本寺山内に勅使を葬れる處を勅使塚と云ふ勅使を止められ神官の中にて勅使  
をまうけたりと予物大行事といふは即ち是なりこの祭根本寺山内にてたこ  
れ祭式は形のみ存れりしを維新後廢寺と共に廢せられて今只一小塚を見るのみ

夫木集

光

俊

神さぶる鹿島をみれば玉たれのがめばかりうまた残りける

同書に此歌は鹿島といふ島は社頭より十丁許りのきて今は陸にてよりつゝまた  
る島になん侍るその所に壺といふものいまだまことたはきあるが半ばすま  
て埋れてみはしと先達の僧に尋ねしかば是は神代よりとゞまれる壺にて今に殘  
れる由申し侍りしこと身のけもよだちておぼは侍りしか小鏡予ことたかひてよ  
めりける云々例傳記に壺の有る所故壺といへるを略きて鹿島とよべるにて後



に郡郷の名ともあれるなりといへり風土記に昔幣賀毗咩といへる處女ありけるが夜ごと神來て婚をなし遂に小蛇を産みたりしかば小蛇を壘に盛り壘を設けて安置せしに其後小蛇天に昇りけるに盛たる壘は僧片岡の地に留りて幣賀毗咩の子孫社を立て祭仕せし由見ゆたるは那賀郡の部に載せて處違へれと似かよひたることなれば考へ合はすべし

大藏冠鎌足社 鹿島町下生なる鑿山の向ひにあり往時は霜月廿八日祭禮ありき鎌足内大臣の當國に生れたまひしことは大鏡同裏書伊呂波字類抄中抄下學集北條九代肥常陸國誌などにみゆ詞林采葉抄にはねと宿願ねはしましけるに鹿島參詣の時相摸國由井の郷に宿りたまひける夜靈夢を感じ年來所持たまひける鎌を今の大藏の松ヶ岡に埋めたまひけるより鎌倉郡といふともみゆ一説には大和國高市郡の人といひ舊記に鎌足と申すはもと常陸國鹿嶋郡の人なり本姓は大和國高市郡の人といひ舊記に鎌足と申すはもと常陸國鹿嶋郡の人なり時白狐來りて此子をねふれり是を見母行きて見るに一つの鎌あり大きき三尺計りなるを此子に授けていひいさめて此子を成人の後ゆるかせにせよることなれば天皇のたためになすべしといひて去ぬ此子成人してかの狐の授けし鎌にて

を刈るに思ひの如く我とからねど此鎌の用あるとはからひて刈りて來れりさる程に鎌子となん諱をいひける皇極天皇の御守に都へ上り昇殿していみじかりけりと云ふ又鹿王院如意寶珠之記にも鎌足誕生の時野子鎌を含み來るよしみゆ其鎌なりとて今に鹿島に稻荷山正等寺の什物とせり此地鎌足公誕生の地ありとて近時高安隨軒主唱し宅趾碑を建てたり

神池 鹿島神社より南に三里許隔て、輕野村にあり廣大なる池にしてふるくは降の池とも書けり風土記に寒田池と書けりしは是なるべし瑞驗記に神の池と鳴神社の池にして社にかかりし事あれば水の色赤く濁れる如くなるこれ不思議と云ふべし又寛永十八年度大飢饉には此池より細き鳥繩のごとくなる長さ四五尋ある藻汀へ日夜寄せ來るほどに近邊はいふに及ばず遠方他國よりも聞き傳へ是をあげて飯のかてにかし或は汁に煮て食のかはり用ひ命をつさけるも全く大神の御恵ありと諸人尊敬し奉りたりと云ふこと昔より舟を入るゝことを禁じ舟の事は話なども深くきんじつゝしむなり里人魚などを取る時は筏に乗りて物する例あり池の南に大道ありろのかたひにおどりの手かけ松とていと大きなるが生ひ繁りてあるひは池に枝たれ又は道を廻りありしを享保元年申御巡檢の



みきり里人等伐松したり實にをしむべき松と云ふべし殘松は水神社のかたへな  
るべし下總國香取郡飯田村何某の女夜な〜此池に通ふ事數度に及べり終には  
いづくへゆきしか大方は此池にて身を失ひたりしあるべしと里人こも〜風聞  
せりき

刈野橋

刈野橋 神池の邊をすべて輕野といへり風土記にくはしくみゆ和名妙ふ鹿島郡  
輕野とあり萬葉集に鹿島郡刈野橋別大伴卿とことかきしたる長歌に輕野より舟  
出して下總の海上さして渡るよしを讀めりさればこの邊にありし橋ありけんを  
きのふの淵はけふの淵とある習ひにいづしか絶えはてたるあるべし往古は橋下  
などは水漫々としてふかしくしかばこゝより鹿島御物忌龜下焼と云ふ事あり  
實際には此橋の邊とより龜をどり揚げ田畑の大川玄蕃なるもの役として其  
此を勤む其節用ゐし道具などは今に存在すともいふ

定

圓

月かけはすみわたるらんかしまある刈野の橋の秋の鹽風

明玉集

衣笠内大臣

かしまなるかる野の橋のよととも思ひ亂れて戀や渡らん

鹿島故城

鹿島故城 鹿島町城山是なり人皇五十代桓武天皇五代之後胤常陸大掾國香孫七  
代明幹常陸守と號す榮勅使代神從勳承平二年五月なり成幹子政幹は頼朝卿の命  
にて鹿島物追補使に任せられ其嫡六郎宗幹は讃州屋島の合戦にて義經の先鋒と  
あり能登守の箭にかゝりて命死す其子三郎時幹は父の軍功により頼朝卿より城  
に御取り建て下され面目をほどとし世々城主とあり三郎時幹より十二代の孫治  
時と天正十九年二月佐竹氏のために攻められ城廢すかくて鹿島氏滅亡せし後下  
總千葉常胤の支孫治時の外族國分大膳の次男左衛門尉胤光を以て物大行事と  
せり是古の物追補使の名家なり今猶存在す委曲は常陸國誌源平盛衰記東鑑鹿島  
氏世系等にあり鹿島城合戦のことは鹿島治亂記東國戰記などにみゆ今に城山と  
て其趾儼然たり貞享五年四月頃には未だ空堀などありしを泰平の御世に用を  
ものとして大宮司則廣かのから堀あどを埋められき新坂新町あどは此時ひらけし  
なりと云ふ此城古く古岡城といへり今其城趾に一基の碑ありこは鹿島幹命が主  
として建てたるものなり

大船津

大船津 鹿島神宮より南にある大ある一の鳥居のある所といふ此地古より井を  
掘ることをいましめ又鷄をかふ事をゆるさず籠にひたひあし若しあやまると傳



せば災害をうくといふ里老の傳説に曰はく昔鹿島町下生(其當時の下生村)より大  
 船津へ下る道を築かんとせしとき泥みち／＼て成就あり難きゆゑに鶏を生きて埋  
 めにし又大船若經海華經など埋めてより全く道にされりしといひわへりよつて  
 此處へは不淨のものを置くことなかれとの傳へなりとかや往古は此村を川下と  
 いひ鉦の銘記に仁平の昔なる由みゆ夫より船渡と稱し後に大船津とはなりしな  
 るへし天明年中安倍晴明は國々を經歷し鹿島に至り大船津なる森野平八と云  
 るに宿を求め一日の間日々參籠を起願し山崎といへる坂をのほり海邊宮の  
 なたに出で國主社を右になし夫より神宮へ詣て各腰折の一首巴調の一聯を  
 納し日々歸り行く途にて山崎といへる所に細流有りこゝは晴明のきし耳とて  
 想を大神より受け御悟開きしところなりと瑞驗記にみゆ又船津より北に當り  
 巖あり里人呼ひて大掾べたといふ其故は延喜の昔常陸大掾國香塔を築きて  
 に構へ此地にをれり未申の方を大手となし搦手より後の方ののぼり坂を辰の  
 と云へり上を加久良井岡と稱し夫より十丁おまり西南の方にあたりては一面  
 原にて後は鹿島野前は千町の小田を越えて浪遊海に面し往來の舟は恰も一幅の  
 好齋を見る如く晴々として鳥々の眺望よきところなり岡の中央に天神の社あり

ゆゑある所なるべし此かたへに刀鍛冶の彈正左衛門居りしとかや今に呼ひてか  
 ぢ窪と云ふ岡を少し下りて二冊の池あり古へ國香居城の節此池より水を汲み入  
 れ城の用水となせしなりと云ふ布太邪久の池とて其ほとりに小暗く物すぢし大  
 蛇などすめりて里人奇異のふもひをなせる事あり葺菜おどあり又布太邪久の  
 一名隠井ともよべり中山氏の説に國の名の加久良井もこの隠井より出たる名  
 やといへり俗説に昔鶴の居たる岡あれば鶴來ともいふなりなとは如何あ  
 きか

可多爲橋

可多爲橋 本社より五丁許西南にして御手洗川の下流に下川といへる川に渡  
 る小橋の名なり俗説に癩病橋といふ昔要石の底をみんとて七日七夜人夫を以て  
 掘りたるにいよ／＼深さ知れずこれより其事やみぬれば其人神罰を蒙りて  
 ちまぢ癩病にありて此橋の上より水鏡して身影をうかかふにあんの如く詭しき  
 姿になれりしとかや夫より一七日ものいみして祈りしに病いぬと云ふ按する  
 にこゝは左右は田地前後は山にて其中に渡せる橋なれば片田舎といへるごと  
 く片田居の橋の義あるへし

浪遊海

浪遊海 豊津村大船津の前より行方郡のめぐりをかけて一帯の海をいへりこは



北浦霞ヶ浦より出て、利根川に入らんとする水なり

万葉集

常陸なるあさかの海の玉瀆ころひけはたけすれあどつ絶せん

堀川百首

題

仲

つたなる浪逆の海に埒みちて有明の空に千鳥しはなく

不二之會直正

かちの音もつはらつはらにきこゆるや波もなさかの浦のあけほの

仙覺抄に常陸の鹿島の崎と下總の海上とのあはひより遠く入りたる海あり未は二流なり風土記には之を流海とかけり今の人は内の海といふるの海一流は方鹿島郡の南北の方行方郡の方に入り一流は北に行方郡の方下總國の界を信田郡茨城郡までいれり然るにかの内の海埒のみつる時には波ことにかさかさるしかれば浪のさかのぼる義によりて浪逆の海といふなるへし風土記に香島郡は西は流海また行方郡の東南をも併せて流海といふ云々又東鑑に建長壬子歲和州磯城島忍性菩薩卓錫遠鹿島來歷拜神廟佛殿罄其欺賊託清冷院御手洗院號出釋書自彫刻十一面觀世音九尺丈尊像願以安本地堂今後堂所安置之像是也又丕依律

往時の神

學旁、誘四衆緇徒假伏兼學、律法於安居寺是在本社良隅、當今之牛頭天皇之背、至寬永八年廢絶結夏安居九旬之際恒誦大乘妙典故亦名不斷經處、異儀糾紛たり今一既に依れば其法寢み寺亦湮没し菩薩は衆生濟度の爲め浪逆の禱の災害を鎮めんと鹿島神宮に祈り夫より浪逆の水邊延方なる洲崎にて一七日の讀經を始め神佛の加護によりて退散なさしめたまへと一心に祈りしかば不思議なるかな瀬座の如く而俄に風起り浪逆か立ち丈餘の禱願はれ出て狂ひ廻りて河下をさして流れぬ是正しく忍性菩薩の功力神佛の加護によるゆゑなり是より此川邊に地蔵の尊像を彫刻し安置せんと鹿嶋神宮神木の一枝を申し受け是を以て一刀三尊に彫刻し一は鹿島普濟寺に納む二は大松津ある普渡寺に納む三は延方洲崎な普門院に安置す此尊像を號けて船超地藏菩薩と尊崇し奉る

往時の神領 風土記に難波長柄豊前天皇御世下總國より神宮にまうつる海上國造部内輕野以南一里那賀國造部内寒田以北五里を割き別に神郡を置く云々又延喜式に常陸國鹿島等郡爲神郡と見えて古は鹿島郡をたしなべて神領ありしが其後源賴朝卿より寄進せられしは東鑑に治承五年三月十二日以常陸國遠濱大座世谷等所々被奉寄鹿嶋社云々又養和元年十月十二日以常陸國橋郡令奉寄鹿嶋社



云々又文治三年十月二十九日毎月御膳料として常國奥郡にて物百十石を寄せ奉  
 られしこと見ゆ或古文書に建久三年三月鹿嶋郡田谷明石遊戸須賀等御祭料に寄  
 進のこと有り後堀河院貞應二年の田敷注文に千百八十八町五反六十歩と記せり  
 古文書に應安二年十月十三日細川頼之伊佐郡平塚郷寄進又應永卅一年十月十日  
 足利持氏眞壁郡白井郷寄進同卅二年三月下野國大内庄東田井庄神領のこと永正  
 十六年三月十四日小田左京大夫大枝郷下知のこと又佐竹義久五百石寄進慶長十  
 年八月二十八日里見安房安忠義佐田村寄進之事見たり此外官符且大小名よ  
 朝夕御饌領或は四季祭領或は祝詞田料所購田料を寄進の状など神官の内にて  
 是彼傳へ持たりされど今は其神領をほかた他領となりぬ志太三郎義廣下河  
 郎政義名主貞家等掠領せしによつて鎌倉將軍に訴へしより度々御沙汰有り  
 東鑑に見ゆるの比よりしもかゝる賊黨の有りしかば後々の亂世には掠領  
 の多かりけん慶長の頃徳川家康公より御神領二千石に成し下され風土記に神  
 六十五加羅波天皇之世加奉五十戸飛鳥淨見原大朝廷加奉九戸合六十七戸慶長  
 備戸減二戸令定六十五戸續紀に天平寶字二年九月丁丑常陸國鹿嶋神奴二百十八  
 八便爲神戶云々神護景雲元年四月庚子放鹿島神奴男八十人女七十五人從良云々

大洗磯前  
神社

寶龜四年六月丙午神職一百五人書の如く居住し又良と婚姻すること前例に依る  
 よし見は同十一年十二月壬子常陸國言脫瀨神職七百七十四人請神戶許之云々  
 鹿嶋神宮の北の方二里餘にして神戶の原と云ふありこの原に鹿嶋神宮の北の方  
 の大鳥居ありこれ昔の神戶なるべし神戶とは神領の百姓のことなり明治維新以  
 後社寺の制度改められ今神領等はなし  
 大洗磯前神社 十里餘北東茨城郡磯濱町にあり明治十八年四月二十二日國  
 社に遷列せられ祭神は大己貴少彦名神にして毎年九月九日を祭日と定めし  
 徳實錄に齊衡三年十二月戊戌常陸國上旨鹿嶋郡大洗磯前有神新降初郡民有茶  
 爲據者夜半望海光耀屬天明日有兩怪石見在水次高各尺許休於神造非人間不造  
 私異之去後一日亦有二十餘小石在向石左右似若侍坐彩色非常或形紗門唯無  
 時馮人云我是大奈母知少地古奈命也昔造此國訖去往東海今爲海民更亦來歸又天  
 安元年八月辛未在常陸國大洗磯前酒列磯前等神預宮社十月巳卯在常陸國大洗磯  
 前酒列磯前兩神號藥師菩薩名神云々神名帳に常陸國鹿嶋郡大洗磯前藥師菩薩神  
 社名神那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社名大云々玉勝間に藥師はくすまど訓べし磯  
 九神のよしなりかのやくしといふ佛の名をとりけるにはあらじさて酒列磯前の



社はかの二柱のうちを分け獲れるあるべし他神とは聞はずまた件の二社をゆゑの  
 一坐なるべしなりさてこの大洗磯前のあたりは大かた十里許がほどすべて石  
 のなき國なるを今も年ごとに一夜の間に此崎に許多の石のよく寄ると正月十六  
 日に民ども取りて常に用ふるに毎もなることなしこれ此の二柱の神の然して其  
 に與へたまふなりといひ傳へたり酒列磯前神社もまた國幣中社にして郡郡平  
 磯町にあり祭日は十月十五日と定められ祭神鎮座年月すべて大洗磯前に同  
 神刀流 大脚は皇國武術の祖神なれば上古より傳はりきたれる兵法ありはるく  
 は鹿嶋の太刀とのみいひ習へるを後に新當流と名づけたり中古塚原下傳神託を  
 襲りし時神託のうち新當の字義ありしをもて名付けしありと世にありはるく  
 流はみよ是より起れり天見屋根命の孫國康大鹿島命之後國康與入高野原の  
 を襲きて拜禮し大神の教を襲りて神妙なる一太刀の術を發揮し又師靈の法則  
 つくり後世に傳られしちもむき當流起願傳にいはし眞入の苗裔座主實相流あり  
 劍法六十八ヶ條いまに存す塚原下傳といへるは世にまことねたる眞入とて名を眞  
 幹といへり坐主吉川左京右衛門覺賢の門にして鹿嶋塚原の眞入塚原新左衛門尉  
 安之彌子とあり高幹千日の間神宮に参拜して新刀し其精意の期許中其神託を

得て傳へ來れる一太刀の妙理をささめられたり又年間隔てつるがす熱國香取に  
 て香取神宮より神託を受けられし飯塚長成といへる人あり名を家直とよべり長  
 享二年四月十五日に卒す長成は飯塚流とて餘長刀の精妙をささめり長遠具に達し  
 武名を世に廣く震ひたりと云ふ爰に下傳は熱國を修行し先づ京都にて足利義滿  
 義昭兩將軍に一太刀の術を傳へ伊勢に遊びては北畠具教甲斐に至りて武田信玄  
 等に遇ひて我術を説き武田家の諸士あまた信服す山本勘介時幸は殊にすぐれ  
 り甲陽軍鑑にもみゆ其ほか諸大將諸侍に兵法を講し國々巡行のそりは百餘人  
 屬徒を具し鷹を居させ馬をひかせてありきたりとてさて川中島の戦にも大  
 に功名を顯しけり凡る眞劍の仕合は十九度戰場に出つると三十七度一度も不  
 と取らず疵一所も被らずたゞ矢疵を受くること六ヶ所のみにて立ち逢ふ敵を  
 ち取ること二百十二人なりといへり國々を武者修業とて巡見し其後郷里塚原に  
 歸着し古城跡に草庵を結び門人すすく遊む中にも傑出したる輩には大祝部松  
 岡兵庫助則方江戸崎の浪人諸岡一羽等にして一羽の門人に横岸兎角岩間小熊土  
 手泥之助と云へる三傑あり兎角は飯塚流の祖にして文祿二年小熊と兎角江戸に  
 於て仕合の時泥之助當宮に誓の願書を奉りて新刀し兎角ついにうち負け返電



せし越北條五代肥にみゆ真壁城主真壁安藤守備無同所の郷士齋藤判官傳鬼等も  
ト傳の門下なり傳鬼のち一一流をなし大流と稱す是より後は數多の諸勇士來る  
といへども翁もはや八十有餘の星霜を經ぬれば又昔の如く觀しく講究せしむる  
こと克はす遂に元龜二年三月十一日卒す鹿嶋郡須賀村梅光寺に墓あり今に存在  
す法號を寶劍高珍居士といひ仁甫妙宥大姉といふは其後室の法號なり今に來り  
て木劍を納むるもの多し

鹿嶋小差

鹿嶋小差細 安齋隨筆小車錦に此名目はもし鹿嶋に用ゐる所の小差細といふ事  
かと推量して大坪流の傳書をさぐりしにかの傳書には見えず大坪流をもとは  
嶋流といひしなり大坪道禪鹿嶋明神に祈りて馬術の妙を得し故なり右の如く  
れば鹿嶋流の小差細といふことにてもなし貞丈按するに鹿嶋大明神は神代に  
武勇ありし故大將として日本の惡神どもを退治したまへり(中略)然る間々軍神と  
崇め奉り弓馬武藝をば此神に祈り申す事なりこは細は何にもるにも用ゐて重寶  
なる故褒美して鹿島の神の授けたまひし意にて鹿島の小差細と云べし云云

神作鞍籠

神作鞍籠 本朝世事談終に明鶴應永の比大坪左京亮は馬術に妙あり生國相州鎮  
倉の人なり遊髮して道禪といふ此人鹿島神宮を祈り夢中に鞍籠の曲尺を得たり

道禪か作る處の鞍籠を神作と稱す且つ遠方に行といへども其鞍裂けす其馬痛ま  
ず將軍義滿公道禪が精妙を甚賞したまへり馬術は大坪流とて專此流をよしとす  
近世神作の神をばぶきて作の鞍作の籠といふ按するに道禪の生國を相摸とした  
るは誤あり伊勢鞍由來記は伊勢加賀守貞直正長二年記す所なり其中に道禪姓は  
藤原氏大坪名は左京亮字は直弟法名道禪上總國海保郡大坪里人ありと見え又鹿  
島に詣て、祈りしことあと委しく記せり

鹿島御立

鹿島御立 詞林采葉抄に或ひは四夷の亂を静め或ひは異朝の敵を亡した  
專此神を先として諸神も進發したまふと申す然れば神功皇后三韓を實めさ  
たまふ時鹿島香取兩社に天の御札ふれり其銘曰東大神表矣仍三月初巳日香取明  
神門出したまふ午日には鹿島につきたまひて兩神どもに起ちたまふ今の世に  
の門出を鹿島立と申すはこの縁なりと云ふ鹿島問答下學集運歩色葉集藻道草例  
傳記などにもみゆ師相馬日記に鹿島立といふは旅路におもむく人まづ武裝槌の  
大神にまうづるわざをして首途を祝ふをいふありこはさやげりし國を平和した  
まひし大神なれば道のほどの平なるぬきことをまうすにや肥前風土肥に來目良  
子將軍として新羅を伐ちたまふ時此神を祭りたまひし由みゆ



苑玖菰集

覆降り鹿島の神を祈りつゝ皇軍に我は來にしを  
これぞこの旅のはしめのかしま立

救濟法師

此遊歌を詠して宮めぐりしけるとなん

鹿島

鹿島 攝陽郡談また世事談に寛永の始め諸國に疫病はやりしによりて常陸國  
鹿嶋神々輿を出し所々に渡し萬民の疫難を救はんと祈れば其患をのろくに因  
て世上に名も高く躍らしむ是則世俗のいへる鹿島躍なりと云ふ其遺風あるべし  
此謡は今尙世の中に名高くものすれど近くは鹿島よりは出つることおし成書に  
鹿島躍歌のはやしにねやもさ／＼と囃すもさは猛者なるべし昔し人の心狂  
旨としたる故か又は大神は猛き神あればとて作り出せし鄙歌あらんか歌謡  
者の朝夷義秀に扮せしとき又和田三男小林の朝夷だもさといふもさる舞臺にて  
朝夷といふ猛きものありと自誇するなりといへるは強言にてこはたゝたやるさ  
もさと囃す歌の曲なり

驛路鈴

驛路鈴 正等寺の什物とす扶桑見聞私記にこは後世の書あれば其さまを見知り  
て書たるものなるべし神代よりの相承ありし驛路鈴といふは何れの御代よりか

鹿島神宮に奉納ありし其形柄香爐に似て其音高し昔は彼鈴を朝廷より賜はり朝  
敵退治の人持參し彼鈴をもて軍兵を指揮したるなりといへり或は能く悪魔を降  
伏せりといふ按ずるに驛路の鈴はいにしへ都より勅使國々へ任に下る時鈴の即  
とてかあらき是を賜はり驛路を鳴らし過るものありされば音神宮へ奉幣に下り  
たる勅使に賜はり鈴故ありてこゝにとゞまれるならん參東記に寛仁元年十月二  
日宣符加<sup>テシム</sup>署<sup>テシム</sup>令<sup>テシム</sup>度<sup>テシム</sup>外<sup>テシム</sup>配<sup>テシム</sup>驛路鈴東海道常陸國鹿嶋云々とあり伊勢大神宮の驛使神  
の境に入る時は鈴の口を塞くよし儀式帳にみゆそも／＼この鈴のことは奉  
改新詔に初めてみゆ其さまは式令續記延喜式江家次第などに記したり茅密  
に驛路鈴は鹿島正等の什物にして其長一尺一寸耳目口鼻皆具はる註しく古雅  
りと云はる

大宮司家系

大宮司家系 初祖は天兒屋煥命十世の孫<sup>ウツノミヤノミコ</sup>狹山命<sup>ウツノミヤノミコ</sup>御子<sup>ウツノミヤノミコ</sup>狹山彦命<sup>ウツノミヤノミコ</sup>なり臣狹山の命  
は風土肥に又姓氏錄などみゆ續紀には意美佐夜麻と書けり姓は中臣鹿島連と  
いふ續紀に天平十八年三月常陸國鹿島郡中臣部二十畑古部五畑賜中臣鹿島連之  
姓同書寶龜十一年十月大宮司大宗に外從五位下を授けられ續後記に天長十年四  
月大宮司川上に從五位下を賜はりしことみゆ延喜式に鹿島神宮同准從八位宣以



野戸物充之同書鹿島奉幣の條に宮司當色一領禰宜祝人別當色一領雜給料絲二十  
 絢類聚符宣抄に大政宣符式部省從六位下大中臣朝臣好香右大臣宣奉勅件人宜禰  
 任鹿島神宮司大中臣兼相死嗣之替にて者省宜承知依宣符常陸國司正位上大中  
 臣朝臣元盛右去年十二月十三日補任鹿嶋宮司畢國宜承知事已上依例今執行符致  
 奉行長保元年二月廿八日又正六位上大中臣朝臣公利長保四年十二月十日補任又  
 正位上大中臣朝臣隆職長和四年七月廿二日補任等の宣符を載せたり文正草子に  
 國中十六部の内鹿嶋大明神とて靈場まし／＼けるかの宮の神主に大宮司と申す  
 人ねはしけるが長者にてぞまし／＼けるかの宮の神主に大宮司と申す人ねはし  
 けるが此やかたをへだてて神宮の浦濱なる角折と申す濱に出て盥焼せんとい  
 せしに追々我身も繁昌し四方に四萬の倉をたて七珍萬寶のたからみたり一  
 けたることあくいろ／＼家の敷をならべ下部下女にいたるまで満々たる事し  
 なり此文正草子といへる物語はふるき世にあらはしたるものあり

卜部家

卜部家 風土記に卜部氏種屬男女集會云又神社周匝卜部氏居所云續紀にも占部  
 五烟とみにて今も卜部家は彼あり舊記に正月四日御占祭ありてことの吉凶を占  
 ふ往古は朝廷に奏し奉ると云ふ延文元年の古文書に天葉若木明神降臨之時令隨

通卜在所吐連之傍連枝繁葉之榮經億載之星霜他社全無此種類仍社内奇瑞之隨一  
 也爰奉行神事之刻探用件木枝事多之所謂正月四日歲山御占并每月廿七日吉凶御  
 占及御物忌初任之時以彼木爲薪燒龜甲就其驗令選補者なり每奇異之祭禮令用之  
 處自去七月枯乾畢云々などみはたれど今この儀式の絶えたるはいと口をしきわ  
 さまり天葉若木之舊跡は五垣の内におりてさて下に葉若を用ふるは神代よりの  
 ことにして古事記に召天見屋命布刀玉命而内拔天香山之眞男鹿之肩拔而取天香  
 山之天波々迦而令占合麻迦那波而云々とあるも此木の皮を燃し鹿の肩骨を焼く  
 卜ひしあり上代の卜には凡て鹿の肩を用ふる例にて萬葉に武藏野に宇真敵可多  
 や伎などよめりされど鹿の卜はやくより廢れたり延喜式に凡年中御卜料波婆  
 加木皮者仰大和國有封社令探進之また波々可五枚とみは與義抄に大和國笛吹  
 社より奉るとあり和名抄に朱櫻波々加一云通波佐久良和訓葉にはかかはかには  
 さくらと同物なりかばさくらといふも同じ埃囊抄には合歡木とす對馬牟田氏の  
 説によれば今のかば即樺なり平倫久か説には犬櫻に似て花さかぬ物のろが葉の  
 赤き物なりといへり

物忌

物忌 武甕槌大神は東夷御征伐の功に御崇敬ありしよりあは又三韓征伐の時も



神功皇后の御胎を守りたまふが故に恙なく御誕生しし〜けるによつて仲哀天皇の第一の姫宮をたまくらひめと申し奉る是を齋宮として鹿島へぎやうけいせしめられ此時始めて島崎庄ちうの里に天降したまひ夫より大同二年十二月廿七日に大生の宮より神野の里に御遷座にて連綿として御在しける是によつて異國歸服の御誓ひゆゑ本朝の丑寅たる鹿島が原に宮造を定めたりしと云ふ又あまくだりの御誓とて御物忌につたはり此みかめにて神酒をつくり大明神並ひに八咫殿へ捧げ奉るなり鹿嶋のこかめと云ふ歌に

ちはやふるかしまを見れば玉たれのこかめばかりまた残りける

代替りに初めて御物忌にろなはるをりには先づ故實に依りて盛命新に黒木の町所を作り百日の内十歳未満の童女兩人其所に席を設け正しく潔齋して一日は三度の盥より別火新調の装束にて御龜卜焼の當日の七日前より物社家あらたに鳥帽子装束をあらため本社の廻廊に七日七夜参籠し一日三度の御供御幣御酒等を捧げ御卜焼三日前より毎日神樂を奏しそれ〜に役を勤む之を百日の神事と云ふ數みつゝの時二人の名を龜の甲に記し正殿御石間にて朝より夕べに至るまで之を焼くに神慮にかなふ女子の龜甲灼くることなしかあはざるは焼け失するな

り神邊名目類聚抄本朝俗談志などにもいへるが如し又神卜龜は鹿島明神より南方三里餘をへだて〜田畑村と云へる有り今輕野村に屬す此處に大川玄審と云へる者輕野橋のほとりより此の龜を取り揚げ出すを龜納の役と云身を納めし擧二あり是を龜塚と云ふ今存在す爰に身源の澤あり名つけて神宮澤といへり物忌に定まる時擲擲針といふわざありこは神代紀に伊弉諾尊陰取湯津爪楠率折其雄柱以爲乘炬而見之則膿沸血流今世人夜忌一片之火又は夜忌擲楠此も其縁なり東鑑に令投楠之時取者骨肉皆變他人云このころにて男縁をはある〜管なり針は崇神紀に男之弓弭調女の手末調などありて女は物縫ふことをわざとすは世のいとあみを絶ちぬるよしなり延喜式に鹿島奉幣の時物忌に紫纈帛三丈縹帛六尺絹一疋綿二屯を給ふとあり東鑑に治承五年二月二十八日志太三郎義廣濫理掠領常陸國鹿島社領之由依聞食之一向可爲御物忌沙汰之由被仰下云々同書元暦元年十二月廿五日の條又物忌家藏の安元三年七月二日の下文などには御物忌と崇めて誓けり又毎年正月七日の夜御戸開の神事の時正殿の御戸開を勤め又年々の供物を納むるを物忌出納の役と云へり例傳記にもみゆこの御物忌は維新以後廢せらる其邸宅の跡は今畑となれり鹿島町神野の地に於て其物忌を出せし家は



姓を東といひ今舊地に住す

鹿島神社宮司禰宜祝各一人物忌一人日本逸史に弘仁十一年八月甲子令常陸國鹿島神社祝禰宜把笏云續後紀み承和三年十月香取の禰宜も鹿島に准へて把笏を許されし事みゆ舊記に神宮三百八十八人と記したれば其後絶たる家などありて今はさもあらざとみん續後紀に承和十二年秋七月丁卯常陸國言依去年二月廿七日符補任鹿島大神宮權宮司庶務之勤不異正任而奉幣朝使只給正任當色不給權任祭禮之場同官異色望請准據正任將預給例者聽之立爲恒例權宮司は當時断絶せり按するに片岡神主といへる是あるべし片岡は尾張權守信親の時其子順信房出家して親戀上人の弟子となり鳥巢村に無量寺を開基せしは和漢三才圖繪にみゆ今に片岡屋敷ありいかにしてか佛心の道に心を委ねん類聚國史に天長二年中臣鹿島連貞忠願得度許之云々東鑑に元暦元年十二月廿五日鹿島社神主中臣親廣親盛等依召參上今日參營中賜金銀祿物剩當社御寄進之地永停止地頭非法一向可令神主管領之旨被仰合是日來捧御願書抽丹所給之處云春之比現殿重神變御之後續仲朝臣伏誅平内府又出一之谷城郭敗北赴四國訖彌御信心今及此義同書に元暦二年八月廿一日鹿島社神主中臣親廣與下河邊四郎

政務以當國南部地頭職稱在那内鎌倉廳被召御前遠一決是常陸國橋郷者被奉彼社領訖而伴押領卿令隨實神主妻子剩可從所勘之由取祭文之旨親廣申之政務伏願失陣謝爲眼代等所爲歟之由稱之仍停止向後禮妨任先例先可令勤行神事之趣神主禁恩親云々この親廣親盛等は太禰宜之遠祖也又同條に宮介良景所領之事見ゆすべて禰宜祝の家宅は宮司を初め大方宮邊に居住せれど二三里又は四五里隔てたるこれかれの村里にもありしとみん維新以後社寺の制一變して社家廢れれ又昔日の面影を止むるものもあし

神宮寺の舊趾鹿島町宇新町にあり天平勝寶元年の創建なり類聚三代格太政官符に去天平勝寶年中始建件寺と見ゆ三代實錄に承和四年預定額寺中伴寺元宮司從五位下中臣鹿島連千鶴等與修業僧滿願所建立也今所有禰宜祝等は太宗之後也又滿願か此寺開基之事は建長二年の箱根山縁起鹿島問答例傳記などに詳かなり始め高松村鉢形神宮澤に有りしを大同二年藤原實貞勅を奉して移し更に延寶五年今の地に移せりといふ三代實錄に貞觀十七年三月十七日勅遣使者於常陸國鹿島神社施入幡三十四流國司親帳永以相傳云々東鑑に建長二年八月一日常陸國鹿島社寺神宮寺安置本尊令汗降給之由注申云々什物は第一嵯峨天皇御眞筆弘法



大師築地金泥之大般若經也其他は満願の彫刻せし千手觀世音丈六の木像并に  
 釋迦如來の木像又佛齒等滿願の筆數多神宮寺に傳はりきといふ應永十一年甲申  
 二月十八日鹿島左衛門入道永光銅之丈六の多寶塔を鑄て神宮に奉納せしを後に  
 神宮寺に述でんと合方之衆九人觀進僧永樂是を成功すと云ふ其他大錫杖有り此  
 奉九華の盤蓮私言にも記せり又常陸帶はもと此寺にありしを後に神庫に納めたる  
 も束尊は皆三千多等此外供僧とて苦事ありと云ふ明治三年火災に於て後廢寺  
 となり

舊時の大前禰御經 明治維新前は毎年六月十九日に御經とて大前禰あり往者は  
 諸寺院は神宮の四方にありしを神宮庭前にて僧侶護摩を修行し或は神前にて口  
 を掛け佛具香燒造花鈔燈明をとせし美々しく燈を設け耕地金泥の大般若經を  
 讀し其他諸經を讀誦す維摩經の札に白はく

仁王般若經一百部錫杖心經經卷各二百卷左方大願  
 理趣經觀音經唯識經各一百卷  
 鹿島大神宮奉抄運一百箇日際大小旋度雨打各二千度  
 佛具香燒造花鈔燈明各二百卷  
 大前禰對矣免三所大前禰對矣免三所大前禰對矣免三所大前禰對矣免三所

僧侶正列着座し鹿島神宮へ二百箇日迄蓮修行もどはり此れば天下奉平五穀豐饒  
 を祈りしと云ふ確實五奉大宮司中臣鹿島連則直がしとくも感ひ讀りと四方の  
 院等を所々に放逐し神前佛具等もひたすも取拂はれ大宮所ごとくく清淨に  
 なれるはいとく心すしき業なりけり是より神宮の馬場櫻門の前は移し地上  
 にあり馬を敷き社の神前に鑄りし如く護摩壇を居居香燒造花を鈔り佛具を備へ  
 萬燈てらし香は鼻目に滴ちくたり第一には神宮寺前の高座にのぼりて  
 修行し村々の寺院等は傍にありて馬場の左右に列座しこのをり村々の庄屋  
 寺院へ附き給ひ僕と從へ挨拶をもたしめ列座せし後に各々着座す夫より各僧  
 は耕地金泥の大般若經と一齊に讀誦し并仁王經を讀誦し修行をばれば各々神宮  
 寺に歸ひて讀經をなせり其莊嚴なることいばんかたなし其上天下奉平國家安全  
 の護摩札察願々の勸番村々六十六村寺に願札せしと云ふ祭禮由來記に云  
 維新後全く廢せられしも今は只舊館にあり奉考め爲にものと祀す  
 春祭 毎年三月九日を以て行はるる祭儀にして鹿島盛況を極はむ俗に云いと  
 うといひ往古は常樂會とて佛事にて毎年二月十五日行はれたりといふ九僧とて  
 古寺九寺あり是等の僧は給められし事と見れば九寺より人夫をいだしめり



は信徒の者共集り來りて萬燈を出し竹の棒を以てさいとうひめら御利生かや  
 白やと囃しつゝ大鼓をたゞき貝をふき本社に詣て夫より九ヶ寺に一々はやし入  
 り町をぬり行くさまはいと賑はし元禄六年の比鹿島氏子の村々集ひて上郷にて  
 は須賀村長吉寺を始めとし下郷にては佐田村吉祥院を始めとして村々調印を以て  
 願ひ出て軍祭頭に特典の許可を蒙り是より益祭典の盛儀を極む祭頭の次第は先  
 つ當番村を當番は惣大行事社僧正等寺の指圖によりて定まり二三ヶ村或は四五  
 ケ村も組合はせたるもあり上郷下郷に分ち是を左方右方と稱し左方をさきとし  
 右方をのちとし宮中に詣り集ひ夫より鹿島本社に參詣す其出立には物申て去る  
 を先にし次は當番村住寺の僧にして(一百日の參籠せしを社參の僧と云ふ)次は  
 發意とて大將軍に擬し甲冑を着せしもの次は警固の武士と稱し甲冑或は割物  
 に兩刀を帶し陣笠を冠り數百人整列して行く次は町役人どころく(町案内人  
 加はり次は軍卒等村々の印の旗をたて軍配團扇を振り囃ひを振り各半裝束にて  
 股引脚半草鞋のいて立ちあがり手毎に六尺有餘の權棒を持ち是を一所に打ち合せ  
 諸ふなりかしまの豊竹とふよふいへいと貝を吹き御世はめてたいとふよふに  
 といふと囃し社前をめぐりて退社す右方も同断なり大宮司家に至り夫より禰宜

寺院をめぐりて御手洗寺と最終とす現に兒といへる有り二人にて正等寺廣徳寺  
 兩寺より出すを定めとす正月晦日より寺中にこもらしめ日々揃ひ社參し舞の  
 響古有り二月十四日兒の祭頭とて社參あり此日常樂會と稱し萬燈を出し祭り  
 して社參至り神樂所あて兒の舞あり又の日十五日は上郷下郷合せて六十六ヶ  
 村の諸人等鹿島町本社前宮中町に集まり諸所に宿を求め夜の四つの頃より  
 神宮寺境内に詣めかくるなり此時大堂内(大堂は十二間四面にては釋迦如來  
 會の法事ありて兒と稱する二人は大堂の庭前に舞臺を設け舞あり尤も禰宜  
 導食と云へる僧二人合せて三人附き添ひこれを勤む夫より大寶竹と稱するもの  
 二本と常樂會の萬燈とを左方右方に分ち數百人にて荷なひ持ち祭歌を囃し大堂  
 のめぐりを三度打ちめぐり其終る度に差符をなす其文は沼尾坂戸の御使として  
 整定むるに遑返かし左方大頭何村何院右方もまた同じ此間に神宮寺にては宴の  
 式あり兒二人は上席にて疊三重の上に居り新發意は遙に下りて着坐すこの宴の  
 式を三々九度といふ既に着符になりぬれば各大堂よりの先陣と高聲に呼はり差  
 符の寺院に就ひてかけ付け其寺院の客殿廣間に入り數百人にて先陣くと呼び  
 つゝ散々に揉み合ひ寺院より酒肴の馳走を受く爰にて寄進の貝物を夫々に定め



二日隔て、二月十八日には華多見祭頭として近村又は寄進村々又集ひ来て賑はし  
 總言榮考に曰はく毎年春二三月の比童男女を集め衣服を改め神の枝或は假に木  
 綿糸又麻糸などを結ひさげ是を各々手毎に持ち花見歌とてめてたき歌を作り社に  
 詣て、是を謡ひ囃し笛太鼓をもて神をなぐさめ持ちたる神の枝を社に納め奉る  
 是を花見と名づけたりといふ按するに神代紀に伊弉册尊を祀伊國熊野有馬村に  
 舞り奉る其所の人此神を祭るに花を以て太鼓笛幡を用ひ謡ひ舞ひて祭ると有る  
 は是より出てたる事なるべし又神の枝にしらがをつくと歌によめるは是なるべ  
 し大玉串といふよしは延喜式に見ゆたり此華多見祭終り二月二十五日より當  
 の寺僧は社參初といひて鹿島神宮へ一百日(六月十九日迄)歩運修行となせり  
 身の装ひは加賀名産笠を頂き上には左方右方の文字を印し黒衣を身にまとい白  
 腕扱に白の股引脚半にて日々新しき草鞋をはきしめ神宮へ登參のをりは無  
 行なりとかや祭頭由来記に見ゆ

神樂

神樂 日一夜二夜の間行はる其式は神樂殿の前に青幣白幣に木綿志手など取  
 り懸け庭上にて庭燎をたき湯立をす又庭の四角に四神を祭り立つ四神は東青  
 南朱雀は鶏を用ひ西白虎は白狐を用ひ御國になき物なれば狐にかへたるあるべ

不開殿

不開殿 正殿を一に不開殿といふこはつねに御扉を閉ち奉ればしかいへるも  
 べし夫木集光俊朝臣の歌の詞書にも不開の御殿とかけり東鑑に仁治二年二月十  
 二日常陸國鹿島社焼亡但不開殿御殿與御殿等者不燒當社垂跡以來未有此災之由  
 古老之所相謂也云々とも見ゆ

校倉

校倉 實倉二院は正殿の傍にあり其つくり状を見るに校倉といへるものにか  
 へり和名抄に校倉阿世久良と云ふ今昔物語宇治拾遺などにも見ゆ和訓栞に  
 は交の義あるべし方なる木を打違へて井欄の如くにくみあげて木の角を外へあ  
 らはす故ならんか下學集には又庫と書けり新猿樂記にも又倉とみゆ大和東大寺  
 にいにしへの校倉存すといふ其構遣や、似たらむか

禊祓館

禊祓館 本社の前第二大鳥居の側にあり其名は古事記の序に禊古以颯風飲於既  
 類照今以禊典敬於欲絶とあるによれり

文庫

文庫 延寶三年大宮司則直文庫を建立して數多の神書を充てたり又神官等も里  
 人等も雜書を納む其後實永二年清水法橋宗茂といへる人文庫を再興して倭書一



千部を納め柿本朝臣人麿の木像を奉納す(此像は日野敏光朝臣の作にして林風岡の肥文を付す)この文庫は御饗殿の傍にありしを享保十六年風雨はげしきをり松の古木倒れふして文庫破壊せりされども書籍の類人麿の遺等は今に寶倉に在り東觀之室百永之陽多歳未見之書不觸俗子之手我國蓬萊亦然世以爲美談也群國諸社隨其武者不爲不多也鹿島大明神者本朝靈社常州鎮護也樓門之中安置柿本太夫人麿木主傳稱大學頭藤原敏光所刻也遺像清高生氣凜然我曾讀彼讚詞圭復不惜今聞其妙手不堪跋望也法橋清水宗茂性嗜和歌覃思敷島敬仰遐慕之餘所建文庫欲納倭書一千部寶永乙酉四月起事至己丑六月五百部累帙連函逐月經歲飲遂宿志告余曰請題一語以表寸忱夫倭歌者權輿於神代流播於人代不限貴賤古今古無不吟咏無不唱和志之所之託物形言故動天地感鬼神獨太夫者千載宗師也宗茂仰慕之志良有以也因贅數語以塞其需云爾(林風岡)

赤童子 小神野山廣徳寺に藏する處の尊像にしてこは昔親鸞上人御島社に參詣し何卒尊影を拜み奉らんと一日祈りしかば或夜の靈夢に大なる蛇紅舌を出しすてに吞れんとすと見給ひ物身に汗と浮へ奇異の想ひをなせしに夢はさめけり是た事にあらずと社の方に向ひて禮拜し奉ればこたびは和らぎたる御姿に拜

赤童子

み奉られぬこゝに於て更に一日の奉籠となし其最終の前日に明けの童子と申現ましくしを取るものも取り合へす直に御尊影を袈裟に寫し奉る是この御像此頃廣徳寺住僧に澤庵といへるありて親鸞上人と共に志を合はせ讀經怠りなく勤めけりとかや尤澤庵はよく書きしものにて番名を宗鸞影儲といへり佛書なども數々遺りありしとるや

經石

經石 本社路北二丁許のところ舊神宮寺の趾の丑寅の方に昔こゝに松の太りしを此浦人船の往來に目當の爲め古の百貫に求め得てより里人百貫松と云へり享保六年風災の爲め倒れしも其倒れさりし前は其根の洞より折々に蛇見ぬることあり里人等恐れて近づき得ざりしといふ經石とて經文書きたる石數歩の間一面に散布す文化中堀り出したる銅碑に嘉吉三癸寅年二月廿三日願主秀尊法華經一百三十七部を一字一石に書し爰に此石を埋むと見たり此碑名は文化中里童破中より堀り出したるものなりといふ適江戸の商人に津輕屋三左衛門名は接齋と云ふ者請ひて之を得て誇り神宣布施伊賀なる者に贈る伊賀再び之を元の破中に納むといふこの事中山氏の新撰國誌に見たり秀尊は神宮寺の住寺にして當寺にありては中興の祖とも稱すべきものなり或は云ふ經石は親鸞上人の筆記







の塚を掘りて見しに方三尺ばかりなる御影石に鬼の頭を矢にてつらぬきしさまを彫刻したるが埋めてありけるとぞこは往古兎徒等を鎮めたまひし志るしの塚なるべしと下生直護かたられき舊記に寶龜十一年神郡に合戦ありしが兎徒等悉く打ち亡はされ其首どもをあまた一所に埋めてこれを人よんで千人塚となづけり由も見えたり

白馬郷

白馬郷 和名抄に鹿島郡白鳥郷とあれと今この名あし舊記に中村より神戸の原までの間を白鳥郷といふよしみゆ風土記に古老曰伊久米天皇之世有白鳥天飛來化為童女夕上朝下摘石造池爲其築堤徒積日月築堤不得作成童女等期呂唱升天降來由此其所號白鳥郷云々に見ゆ

青屋

青屋 往時は六月廿一日大神に海の簀を供へ奉れりことを青屋の神事といひ人まで家毎に海のはしを用ひすべて茄子瓜豆のたぐひの青き初物を食ふり俗にいひ傳へたるには此日即ち神饌景雲二年春日御遷幸の日にて春日に止まりたまふ時忽のことあれば御饌の調度なども取りあへせあり合せたる海の簀に青物にて供へまつれるより起り其故事を傳へたるよし一へり按するに其いはれはとまれかくまれ伊勢正殿の葦薙なるがごとく古風の質素なるさまを今に傳し

鹿嶋七所名地野

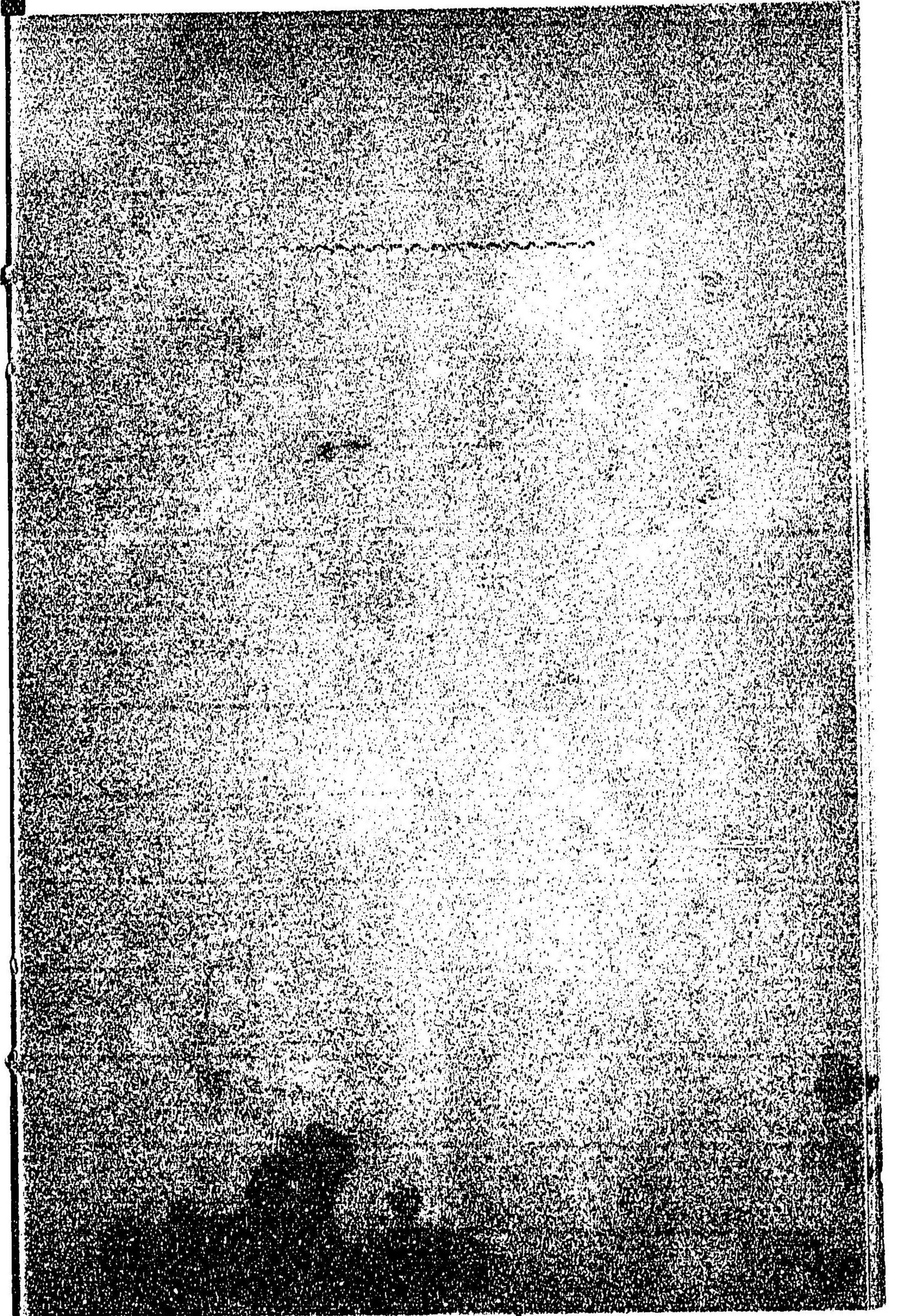
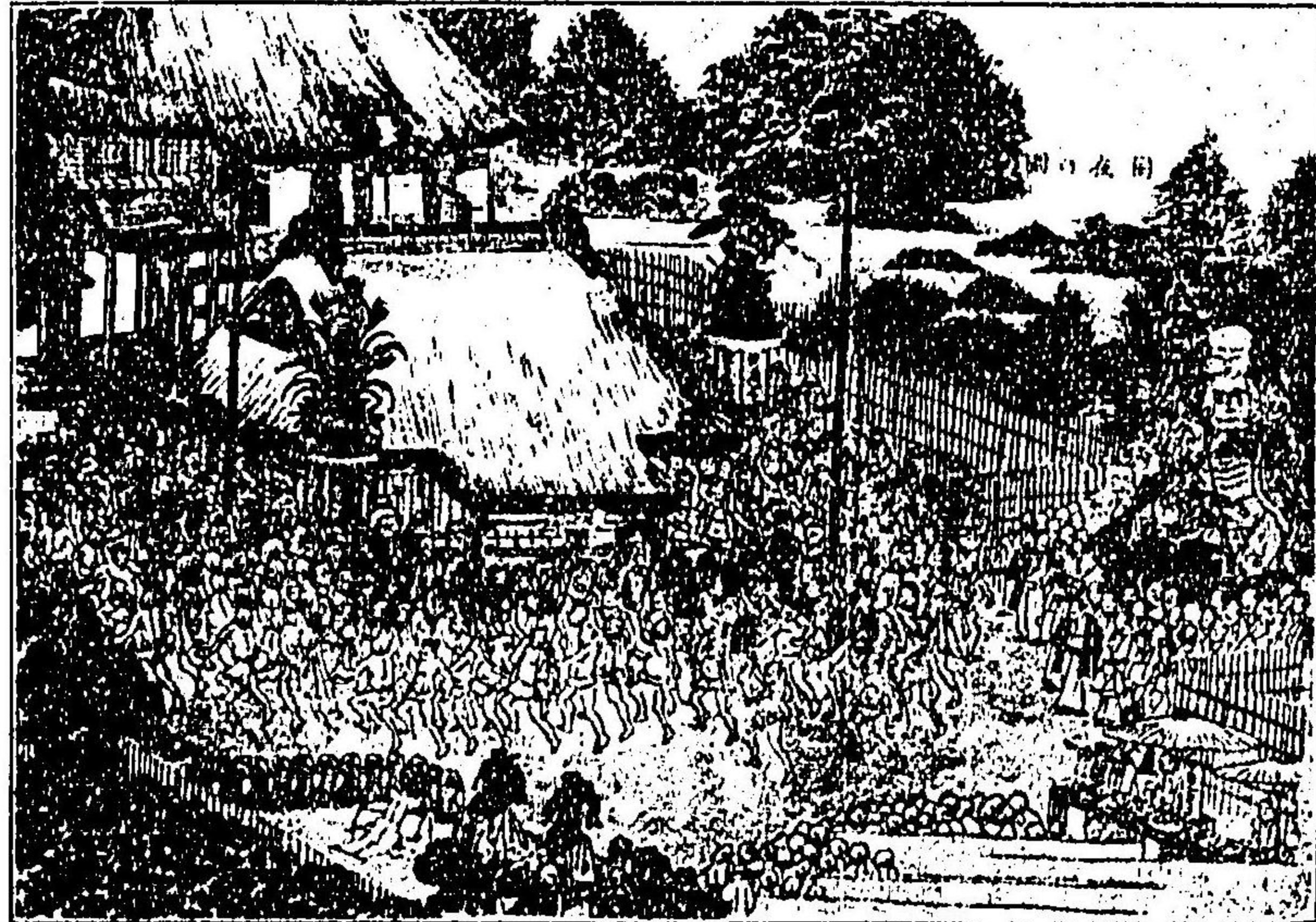
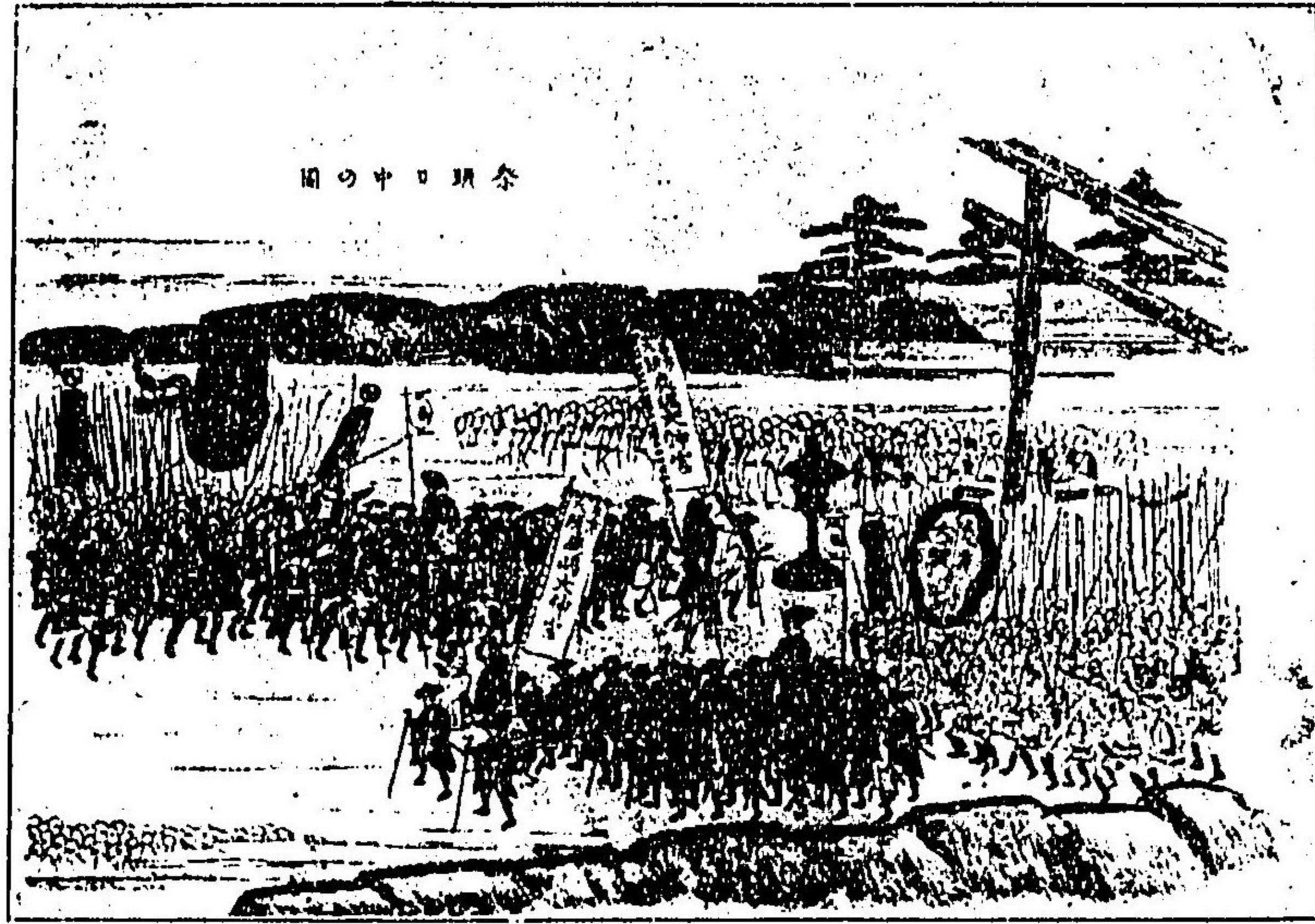
てかくはものせるにてもあるべし

鹿嶋七所名地野

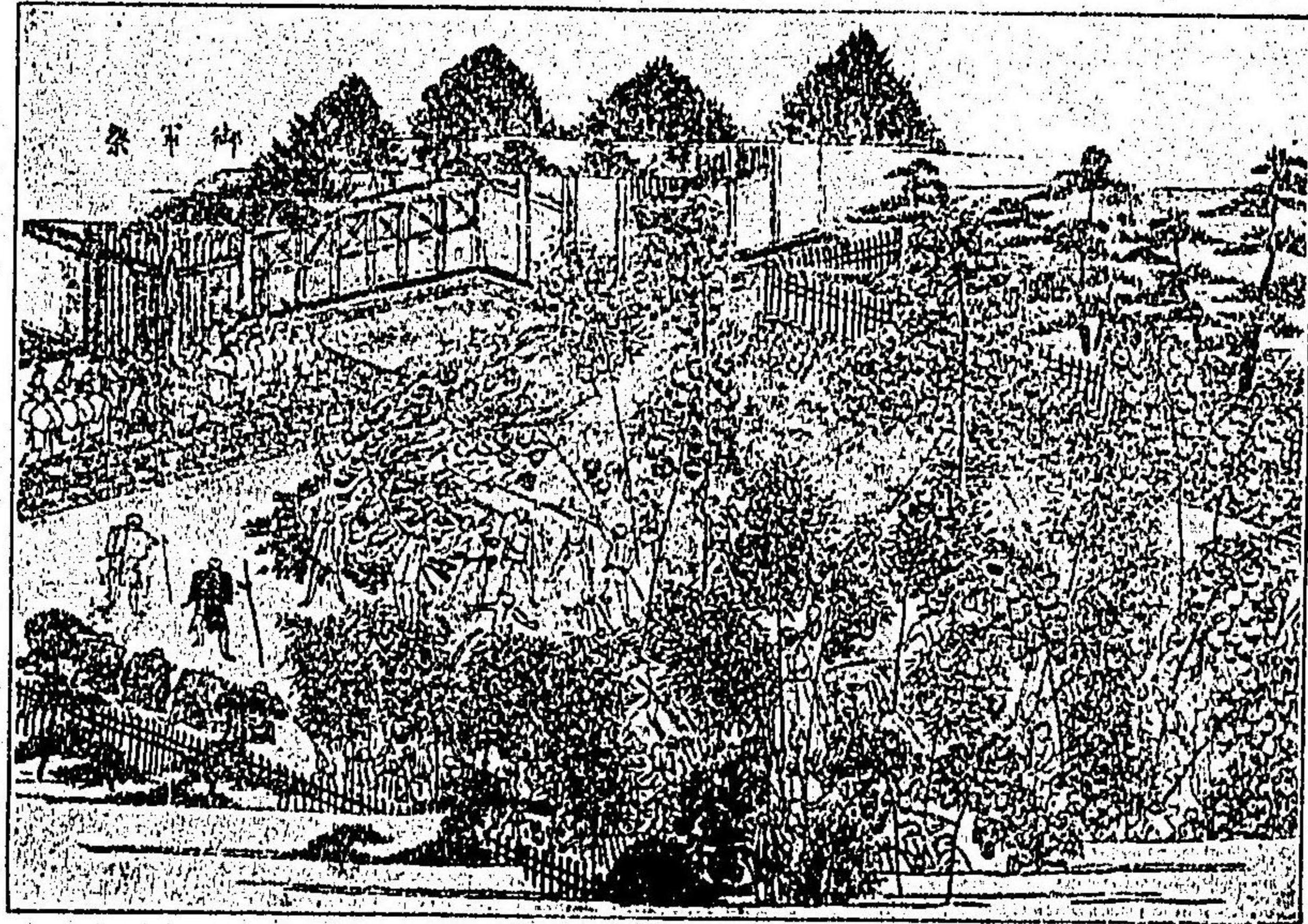
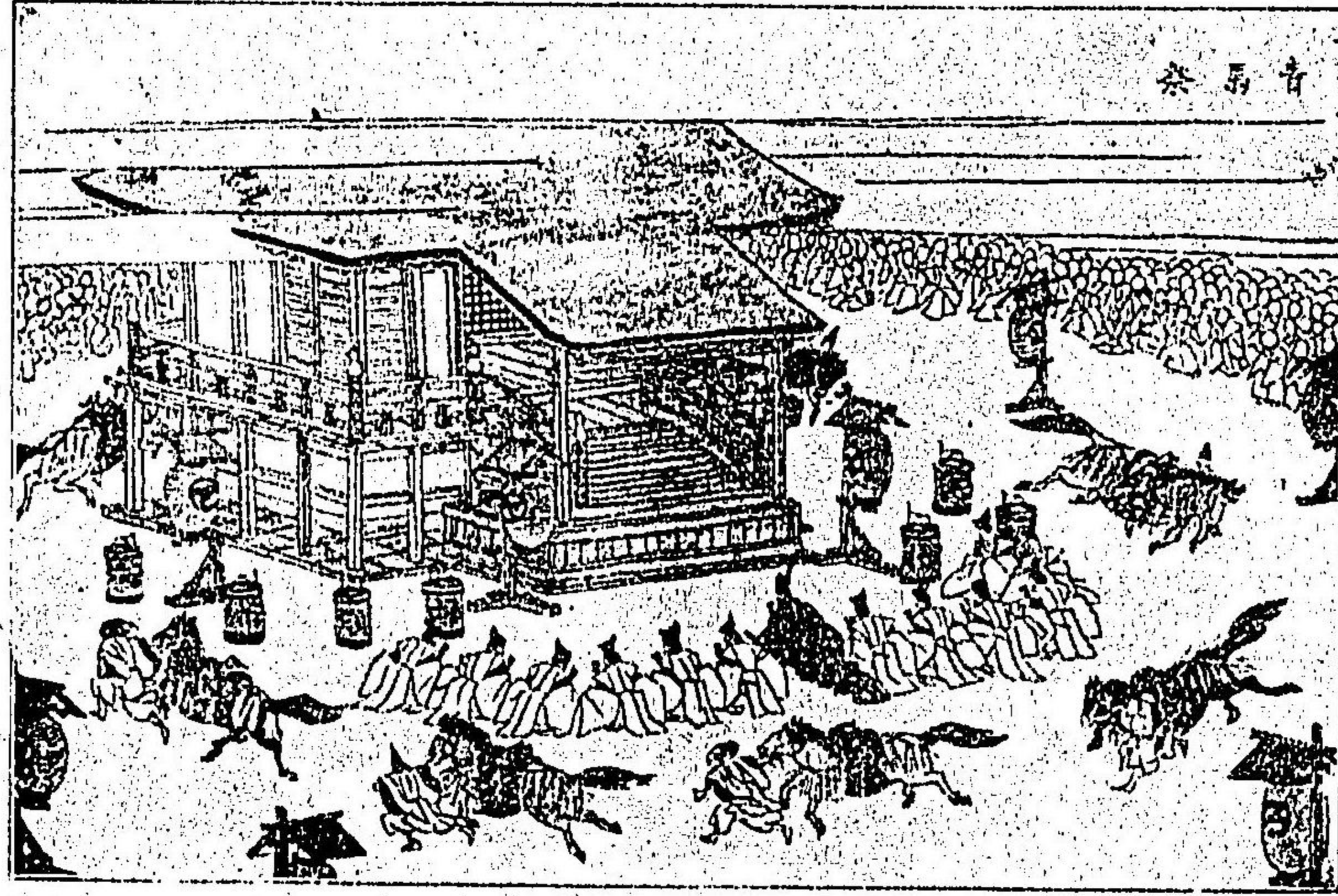
- 一は神野かのゝ里二は小野(同里)三は青野(角内町の南)四は館野(宮下蔵宮邊)五
- 小鏡野(猿田行並木邊)六は小野野(栗林)七は御園野是を名所七野といふ

鹿嶋誌終

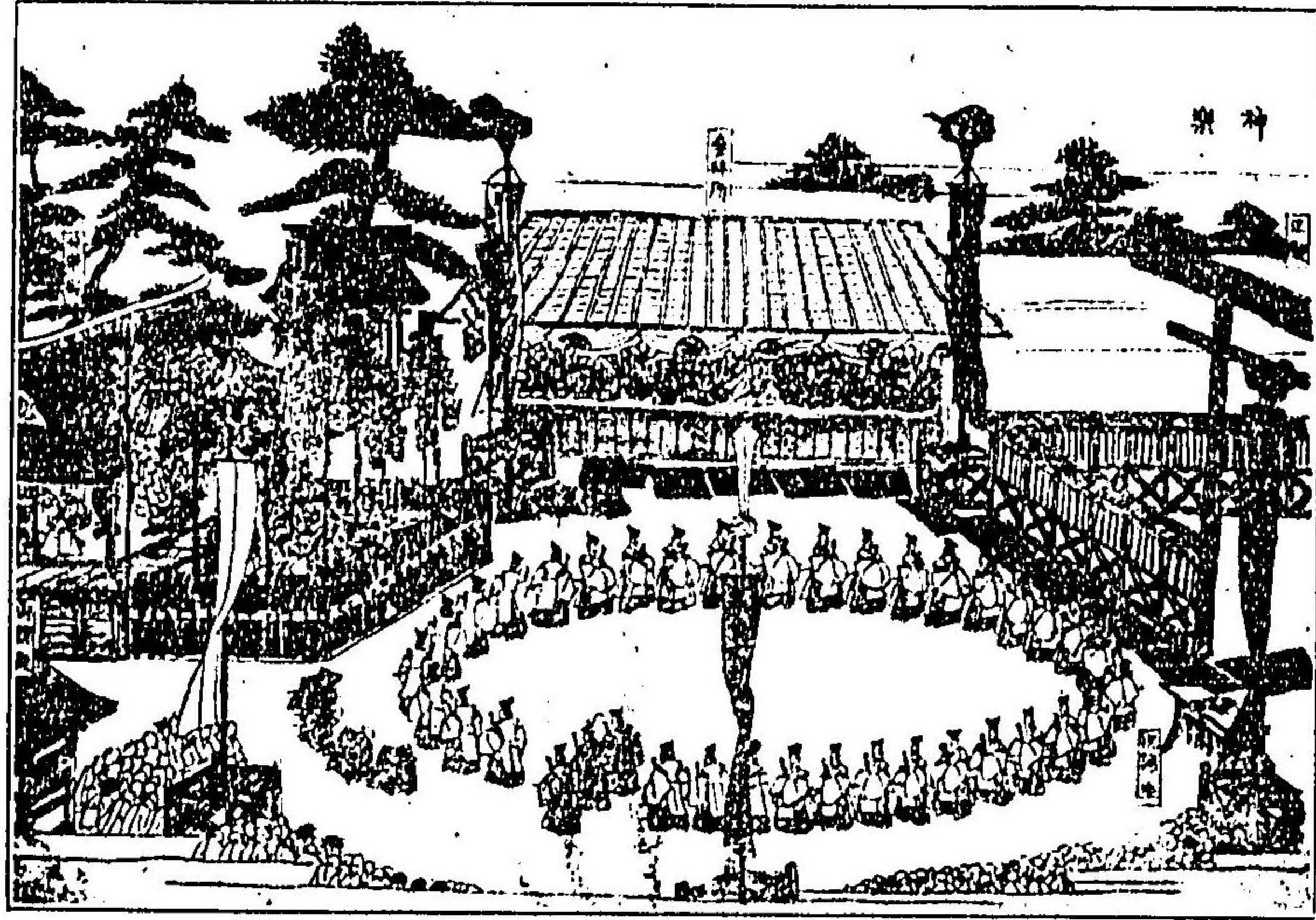














明治三十九年六月廿日初版發行  
明治四十四年一月十日再版印刷  
明治四十四年一月廿日再版發行

定價金貳拾錢

郵送料金四錢

著作兼發行者

小池直次郎

東京市神田區末廣町拾番地

印刷者

小池市之丞

東京市神田區末廣町拾番地

印刷所

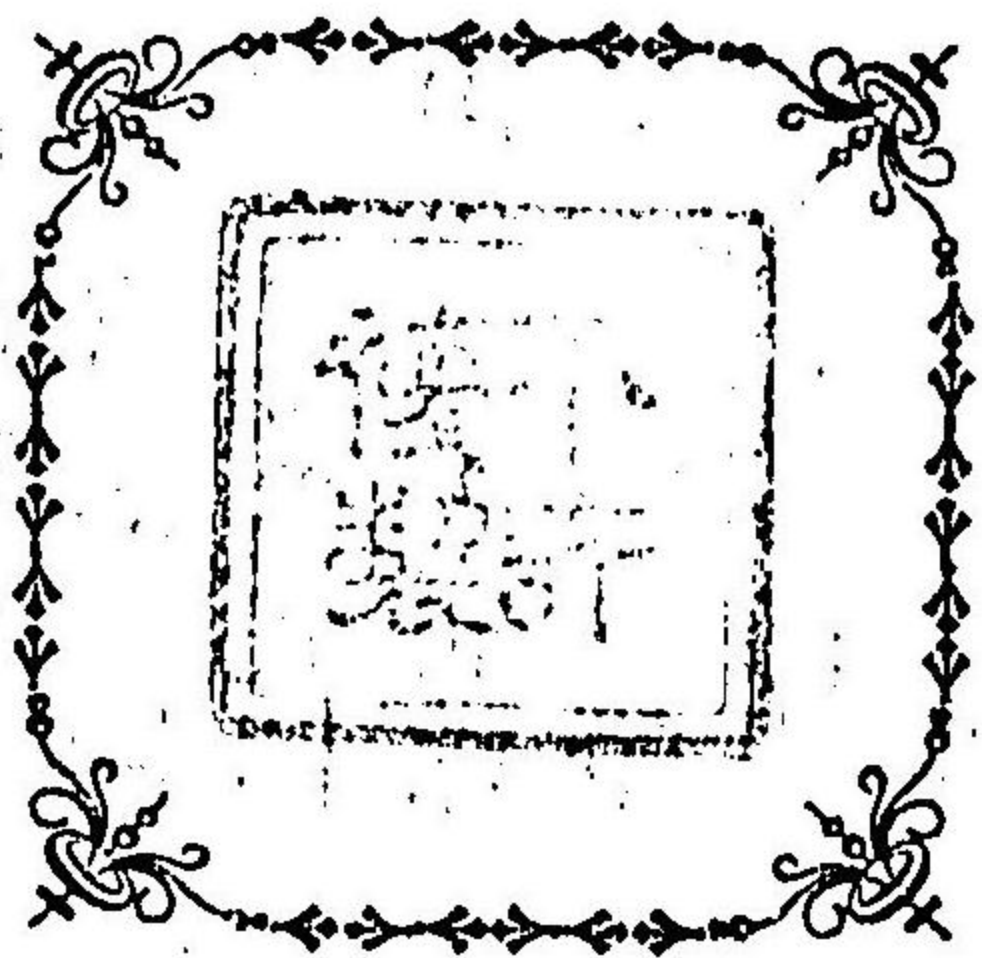
小池商店活版部

東京市神田區末廣町拾番地

發行所

小池直次郎商店

東京市神田區末廣町拾番地





265

607

# ◎鹿島土産及製劑品目

○鹿島名所古跡繪端書 (數十種)

○鹿島神宮繪圖

○鹿島神宮祭典式圖

○鹿嶋山松箸土瓶敷

○鹿毛水筆

○鹿嶋神方血の御藥

○小兒むしのくすり

○痲病利通散

## 右御注文願上候也

茨城縣鹿島郡鹿島町大字宮中

鹿島誌大販賣所

### 宮本正估

一現行**兵事法令集臺本** 全一冊

正價金貳圓也

本集は明治三十五年六月初刊を發行し爾來版を重ねる事廿三回其内容の完備せるに至りては全國購讀者各位の既に認識せらるゝ處なれば今更喋々廣告的贅辨を要せずと雖毎回益々好評を博し今や既刊第二十三版も賣切れ茲に第二十四版を發行するの盛況を呈するに至りたるは弊店の深く光榮とする所にして又私るに誇りとする所なり希くは兵事思想に心事を潜めらるゝ諸彦よ各軍隊は勿論全國各府縣郡市町村役場等に於て本書が如何に歡迎され如何に普及し居る乎を御認めの上續々御注文あらんことを

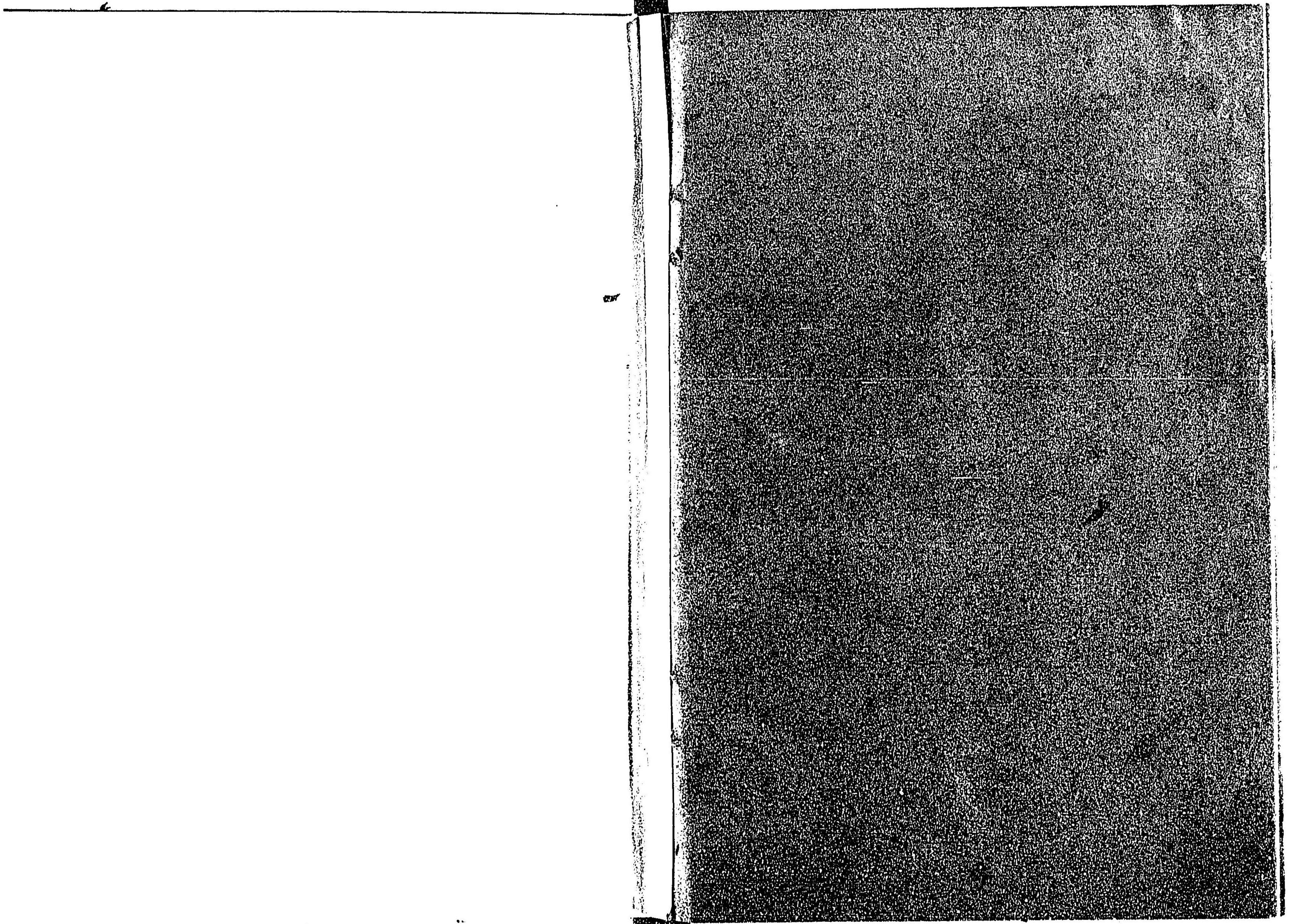
明治四十四年一月

東東市神田區末廣町拾番地

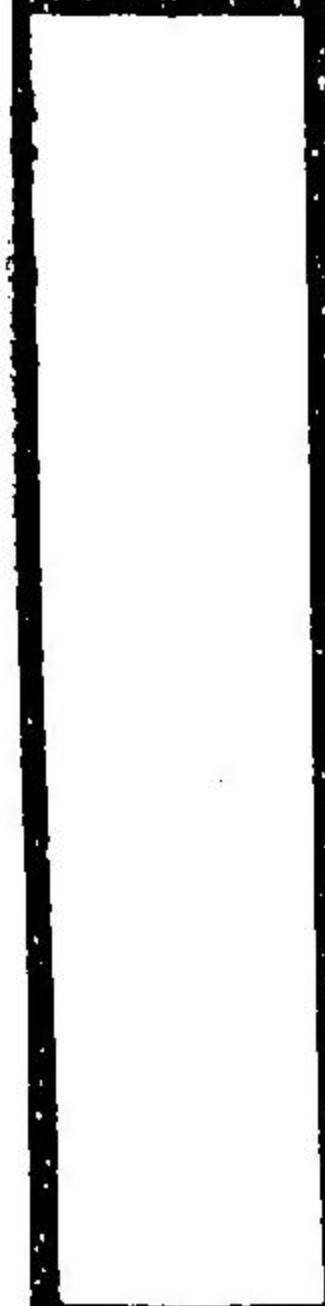
兵事法令集發行所

### 小池直次郎











特45

391

鹿嶋誌

国立国会図書館

013903-000-1

特45-391

鹿嶋誌

小池 直次郎 / 著

M44

ABB-0128

